

令和8年第1回長与町議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 令和8年 3月 3日  
本日の会議 令和8年 3月 4日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

職務のため出席した者

議会事務局 長	荒木秀一君	議事課 長	山口聡一朗君
課長 補佐	江口美和子君	主査	村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長	吉田慎一君	副 町 長	荒木重臣君
教 育 長	金崎良一君	総 務 部 長	青田浩二君
建設産業部長	山崎禎三君	住民福祉部長	宮司裕子君
健康保険部長	山本昭彦君	水道局長	渡部守史君
会計管理者	田中一之君	教育次長	荒木隆君
企画財政部理事	中村元則君	住民福祉部理事	細田愛二君
地域安全課長	金子寛之君	福祉課長	川内佳代子君
こども政策課長	村田佳美君	教育総務課長	中尾盛雄君

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時14分



## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。質問ならびに答弁は、会議規則第54条第1項の規定を順守し、簡明をお願いいたします。なお、通告外にわたっての発言はできないことを申し添えます。

通告順1、岡田義晴議員の①電子回覧版の導入について、②老人福祉センター丸田荘入浴施設についての質問を同時に許します。

4番、岡田義晴議員。

## ○4番（岡田義晴議員）

皆さまおはようございます。今回の質問は大枠2つであります。まず1つ目、電子回覧版の導入についてであります。昨今、日本全国のさまざまな自治体で電子回覧版の導入が話題となっております。また早々に導入した自治体は、その効果が各方面から注目を集めているようであります。この回覧版の普及の要因としては、自治会、町内会の役員の成り手不足や、高齢化に伴うさまざまな仕事の負担を軽減したいというニーズが挙げられます。また電子回覧版の導入のメリットは、自治会住民の側と行政側との双方から挙げられております。まず住民のメリットとして、情報へのアクセス、情報を取り出すことの向上、忙しい人でもいつでもどこでも手軽に確認できること、緊急時の役場からのお知らせなどもタイムリーに手に届くこと、回覧版が回ってくるのを待つ必要がないこと、そして何より回覧版を持って回る班長の負担の軽減が可能となることが挙げられております。一方、行政側のメリットとしては、紙や印刷にかかる費用を抑えコスト削減が期待できること、広報紙などの配布の手間が省け職員の負担軽減につながること、そして何より多くの住民に情報が行き渡り情報発信力の強化につながる事が挙げられております。では、本町の状況はどうかといいますと、自治会ごと各班長が回覧版を班員の各家庭に歩いて届けておりますが、不在がちな家、共働き世帯の家などがあり、受け取られているのかが分かりにくく、回覧のスピードも鈍くなる傾向も見られているようであります。よって、役場からの重要な情報が適時に届かない可能性があり、住民サービスの向上という観点からもより改善が求められております。このような状況を考えた時に、近年さまざまな自治体で導入されつつあるこの電子回覧版を、本町にも早急に導入してはいかがかと提案をしたいと思っております。ただ、言うまでもなく、自治会活動の主体者たるものは、あくまでその地域に住む住民自身であります。そのことを踏まえて以下の質問をいたします。（1）電子回覧版の導入について、町の現在の考えを伺います。（2）電子回覧版の導入に際して、デメリット、マイナス面など課題があるとしたらどのようなものかを伺います。（3）先行事例の調査や住民へのニーズ調査などを行う考えがあるか、これを伺います。

大きな質問、2つ目。老人福祉センター丸田荘入浴施設についてであります。先月14日と16日に老人福祉センター丸田荘の今後の方向性についての説明会が催され、来

年3月に入浴施設を廃止するとの説明を受けました。このことについて幾つか質問いたします。丸田荘の入浴施設は単にお風呂に入る場所としてではなく、地域住民の交流の場や情報交換の場として重要な役割を担ってきた側面もあります。ましてや独居高齢者にとっては、入浴の機会における数少ない選択肢としての存在感が大きいと思います。このようなコミュニティ機能や福祉的な側面を考えると、ただ単に入浴者数では把握できない、数値化しにくいニーズも存在することも忘れてはならないと思います。また、いつ起こるとも知れない災害発生時の役割としても、万が一の時の備えとしての入浴支援に大変有効であり、住民生活に絶対の存在価値が残されていると思います。自治体がニーズがないと判断する際は、単に数字的な、かつ表面的な利用者数だけを言うのではなく、地域の文化、福祉、防災といったもっと多角的な視点から、このような施設が地域にもたらす有形無形の価値というものを総合的に評価をし、さらにもっともっと住民との対話を通じて、慎重に判断することが求められております。かつて上長与地区の同様の入浴施設の廃止の時も、地域住民の強い反対意見があったと聞いております。民主主義の社会というのは、当事者同士の話し合いのプロセスを最も大切にする社会だと思います。現在のところ、町民との対話の回数もやや少ないのではないかと感じております。そうした中、今回の説明会では、老人福祉センター丸田荘の今後の方向性について検討をしており、説明会を開催しますとしながらも、その実は廃止をしますとのお知らせでございました。参加者の中からは、初めから決まっていたことなら、なぜわざわざ説明会を開いたのか、もっと早く言うべきではないか、時間の無駄じゃないかなど批判が相次ぎました。その上で、町の一方的な廃止の論理のように取られかねないよう、より細心の配慮を今少し重ねるべきと思うが、改めて町の考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今回最初のご質問者であります岡田議員のご質問にお答えをいたします。大きな1番目、電子回覧版の導入について。1点目でございます、導入の考え方についてのお尋ねでございました。電子回覧版は、回覧物の配布作業がなくなることによる負担軽減や、時間や場所を問わず何度でも閲覧できることにより利便性の向上が図られ、リアルタイムでの情報発信が可能になるなど、自治会における課題解決や活動の持続可能性を高める上で、有効な手段の1つであると認識をしておるところでございます。一方で、地域によってはスマートフォン等へのなじみ具合や、自治会ごとにも考え方もそれぞれあることから、導入につきましては自治会ごとの実情やニーズをお聞きしながら、伴走型の支援を今後とも行ってまいりたいと考えておるところでございます。2点目でございます。回覧のデメリット、マイナス面などの課題についてというご質問でございました。電子回覧版につきましては、情報の即時性やペーパーレス化による負担軽減といったメリットがある反面、幾つかの課題もあると認識をしておると

ころでございます。まずスマートフォンをお持ちでない方やアプリ等の操作に不慣れな方が、アクセスできない場合には情報から取り残されてしまう懸念があるわけでございます。またデジタルに移行する過渡期におきましては、紙の回覧版と電子回覧版との併用が想定されることから、二重の運用となることで負担が増加してしまう傾向もございます。その他対面でのコミュニケーション機会の減少や個人情報の取り扱いなどにつきましても、慎重に検討すべき課題として認識をしているところでございます。3点目でございます。先行事例の調査や住民へのニーズ調査についてのお尋ねでございます。本町におきましては、これまで先行事例を参考に令和5年7月のLINEを活用した自治会回覧に関する説明会の開催や、直近におきましては昨年1月でございますけれども、デジタル化に係る意見交換会、こういったものを開催するとともに、自治会向けのアンケート調査なども実施するなどさまざまなご意見を頂きながら、ニーズの把握に努めてきたところでございました。今後におきましても、先進自治体の事例調査を継続して進めていきますとともに、各自治会のご意見を丁寧に伺いながらニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

2番目の大きな質問でございます。老人福祉センター丸田荘入浴施設についてのご質問でございます。先ほどご質問にありましたように、2月14日と16日に、役場2階会議室におきまして、丸田荘入浴施設についての住民説明会を行いまして、2日間合わせまして60名ほどのご参加をいただいております。町といたしましては、令和9年3月末をもって浴場施設を廃止する方向で検討することになったと、その経緯などにつきまして、利用者の皆さまをはじめ住民の皆さまへの説明が必要であると考えたことから開催をした説明会でございます。説明会におきましては、大半の方が利用者であったこともあり、浴場施設の廃止に対しまして反対のご意見が多くございました。中には、今までに積み重ねてきた赤字額や利用者の減少などから廃止に賛同するご意見もございました。説明会の中で、丸田荘も入浴施設の利用につきましての周知不足や、丸田荘入浴施設廃止後の施設の在り方、他の高齢者福祉施設をどのように拡充していくのかをはっきりお示しできていないことへのご指摘もあったわけでございます。町といたしましては、今回の説明会でのご意見を踏まえながら、再度町の方針をお伝えする機会をつくりまして、丸田荘入浴施設の廃止についてのご理解をいただけるよう進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは再質問に入らせていただきます。まず1点目の電子回覧版の件でございますけれども、アンケート調査を行ったということですが、その内容についてかいつまんでちょっと教えていただきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

アンケート調査につきましてご説明いたします。昨年実施しましたアンケートにつきましては、46の自治会にご回答いただきました。内容につきましては、19の自治会で既に役員間でのLINEグループを活用されているという回答でございました。また、13の自治会で電子化に取り組んでみたいという回答を頂きましたけれども、25の自治会で、高齢化で導入が難しいというご意見も頂いたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

52自治会員があります。で、回答が46ということで残り6自治会の反応は今のところ何か分かっておりますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

残りの6自治会につきましては、追加でのアンケート調査は今実施してないところですけれども、今後そういったアンケート回答を頂けなかった自治会に対しましても、ご事情等伺ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

25の自治会で高齢化で導入が今難しいということでしたが、これについて何か感想というのがございますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

25の自治会で高齢化で導入が難しいという回答を頂きましたけれども、やはり役員の方々の高齢化が進む中で、スマートフォンなどの操作ですとか、また新たな運営管理というものが生じることへの懸念ですとか、また自治会ごとにご事情さまざまある中でのアンケート結果であったのかなというふうに感じております。ですので自治会ごとの実情ですとかニーズっていうものをお聞きしながら、支援を行うというものが大事になってくるかなというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほど町長答弁でもあったように非常に、私すいません、案外よくやられてるなとい

う実感があります。そこで、今までの取り組みから見えてきたそのマイナス面とか課題というのがあれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

課題でございますけれども、普段からスマートフォンなどを利用されている方にとっては大きなメリットがあると思います。一方で完全に移行した場合については、高齢の方とか普段インターネットを利用されない方が情報から取り残されてしまうという懸念もございます。また意見交換会でもご意見ありましたけれども、メリットについては十分理解できるものの、やはり高齢の方も多く、自治会全員の方に電子化を浸透させるということは難しいといったご意見もありましたし、顔を合わせる機会が減ってしまうというご意見も頂いているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

確かにそうですね。しかし世の中全体、電子回覧版の流れってのはあると思うんですが、この先進自治体、やられてる所ですね、これらに対しての調査というか、そういうのは当然行ってると思いますが、ちょっとご紹介いただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

先進自治体の調査でございますけれども、近隣で申しますと、長崎市の方で令和6年から複数の自治会で試験導入をされておりまして、令和7年度においても継続的に実施をされているようでございます。また福岡市におきましても、電子化のガイドブックを作成するなど導入支援を行っておりまして、他にも全国で導入されている事例ございますけれども、導入した自治会の成功事例などを紹介しながら電子化する自治会を少しずつ増やしていったるってというような事例が多いようでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

全国自治体の調査はよくされてると思います。本町にどういうものが導入されるか、そういう参考になるものもあるかと思いますが、今現在1つの自治会で電子化に取り組んでいるということですが、町全体でもし本格的にやろうということであれば、いつ頃を考えておられますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

電子化の導入時期でございますけれども、やはり自治会それぞれニーズですとかご事情も異なりますので、一律に町の方で時期を定めるという形ではなく、随時導入に向けての支援というものを行ってまいりたいと考えておりますし、現在新たにお問い合せいただいている自治会もございますので、随時支援の方はさせていただきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

電子回覧版の導入の機運というのは何か高まりつつあるような気がいたします。自治会で電子回覧版をもしも運用する際に運用ができない、私みたいになんとなくスマホが苦手という方もおられると思うんですね、そういった場合の町としてのサポートというのはどんなものが考えられますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

運用をする際のサポートという部分ですけれども、こちらも運用を始める際には、随時役場の方にご相談させていただきたいと思っております。本町におきましては、利用が主に想定されますLINE公式アカウントの運用について、登録方法ですとかメッセージの配信方法などについてマニュアルを作成して、対応ができる体制を取っておりますので、随時ご相談いただければというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

自治会長会なんかも今こういうのを導入されて非常に簡単に情報が得られるようになっております。それで、もし分からないとかいうふうな方がいらっしゃった時は、これは自治会ごとの対応になるんですか、それともその個人でそちらに行つてというふうな個別の対応もされるか、その辺りはいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

運用される主に役員の方になるかと思っておりますけれども、こちらでご相談については自治会単位でも結構ですし、個人の方でも可能な限り対応してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

しつこいようですけれども、高齢者全体ですね、使い方がいまいちというふうな全体に対しての支援というのはどのようにお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

高齢者の方も含めた支援ということですが、スマートフォン等の苦手な方いらっしゃると思いますけれども、そういった使い方の支援などにつきましては、自治会の皆さまにもお力をお借りしたいと考えてますけれども、町の方でも公民館等で開催しておりますスマートフォンの使い方講座ですとか、そういったものをご紹介したりですとか、あとは地域安全課の方でもLINEの使い方などについて操作説明など、自治会からご相談があれば柔軟に対応してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。最後ですね、この課題解決に向けた取り組み、さまざまあると思いますが、現時点でどのようなお考えがありますか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

課題解決に向けた取り組みですが、先ほど申し上げましたけれども随時希望される自治会への運営支援というものは行っていきたいと考えておりますし、実際に取り組まれた自治会での電子回覧版の進め方であったりですとか、課題、そして成功した事例などを各自治会の皆さんと情報共有しながら、電子化へのハードルを下げるというような形です、導入検討いただく自治会を増やしてまいりたいというふうに考えております。当然各自治会事情が異なると思いますので、全ての自治会にとって電子化がベストというわけではないとは思いますが、電子化という選択肢を1つ追加するというような形でご提案をしながら、各自治会のニーズに応じた負担軽減の支援というものを行いたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

行政が伴走型の支援をこうしていただくという非常に心強く、ただし先ほど言ったように本来自治会活動は自治会が主体であるということをお我々もよく理解しながら、伴走型が自走形になるように心がけていきたいなと思っております。

続きまして、今度は丸田荘に関しての再質問でございますが、まず1つ目ございま

す。令和7年の第3回定例会で同僚議員がこの丸田荘に関しての質問の際に、答弁が丸田荘に一定の価値はあると、そして公平性も守られているという答弁がありましたが、非常に肯定的でありましたが、それから半年しないこの今回の住民説明会で廃止の方向というのが、何かいまいち釈然としませんが、その辺りをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃられますとおり、令和7年第3回9月の議会の時に一般質問の答弁におきまして、一定の効果はあるということでお答えをさせていただきました。その時に、今までの収入収支、経常費用などの試算をしながら、総合的に判断していくというところでも答弁をさせていただいたところがございます。ちょうどその時分に9月1日からですがアンケートの方を行わせていただいております。このアンケートにつきましては、主たる目的が今後の高齢者施策対策についてということで行ったものではございますが、このアンケート結果で、利用者以外の方からのアンケートの回答で丸田荘のことについて8割の方がご存じでいらっしゃった。ただ、8割の中の9割の方が利用されていないというような結果がございました。また、営業日ごとの利用実績ですね、こちらの方を再度見直しを行いましたところ、当時のピーク時だけではなくコロナ禍の頃よりも、現在の方が1日当たりの利用実績っていうのが落ちております。こういうところを再度確認し、判断したところ、現在の入浴施設というのが現在の高齢者の施設、高齢者の施策というところでは、町が想定している憩いの場という所としてあまり機能が発揮されていないのではないかということに至りまして、今回廃止という方向性を取らせていただいたところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。公共施設、特に高齢者施設で利用者が少ないということは今分かりましたが、行政としてこのような施設が利用者が少ないっていうのは要するに行かないからということも一つあると思いますが、行政側の責任として、入浴施設は、後から話しますが、健康増進とかですね、外に出かける、いわゆる認知症の予防という観点からも、本来もっともっと事前にそういう効能とかそういうことを呼びかけることをもう少し大きく声を大にして、こういうことも必要じゃなかったかなあとは思いますがその辺りいかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

住民説明会の時にも、町の周知不足というのはご指摘がございました。それにつきましては、町といたしましても、周知不足というところにつきましては思っているところがございますので、今後周知をしていこうかと思っております。また、浴場施設ということでございまして温泉ではございませんので、健康的に水自体が効果があるとかそういうことではございません。ただ、皆さまが集まっておしゃべりをされたりすることによっての健康増進の1つにはなっていたのではないかとこのころは私も感じているところがございます。ただ、住民の高齢者の皆さまの情報交換の場ということに対してだけ考えますと、他にも老人会やサロンなどの活動ですね、地域の方々との共に実施をしているところがございます。こちらの方の活動につきましても、一緒に周知の方させていただきまして、今後の生きがいつくりとかそちらの方に活用させていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

言葉尻をつかまえて申し訳ありませんが、丸田入浴施設は温泉ではないということは承知しております。ただし毎日お風呂に入る習慣がありますと、これは調べたんですけど、要介護リスクを約3割減少するということは証明されております。健康寿命も延ばす効果がある。これは9月の答弁でも言われたことと多分同じで覚えてらっしゃると思えますけども、そういう点におきましてはこれから高齢社会の中で認知症になるリスク、これを社会全体がコストとして払うのがちょうど10年前のこれ試算でありますけど14.5兆円にもなるということで、これから高齢化社会を見据える上で、入浴施設の大事さっていうのもあるのではないかと思います、その辺りはどうお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

入浴施設、お風呂に入っただけという点につきましては、全然否定をするものではないです。ただ、長与町の丸田荘の入浴施設を利用されてる方っていうのが少々少なくございまして、この丸田荘自体が町の全体の高齢者の方のお風呂での健康増進につながっているのかっていうところ、全てを把握してみますと、どの程度こちらの方から健康づくりに役立っているのかっていうようなところを考えますと、先ほども申し上げましたとおり、あまり役割として担ってないのではないかとこのころに思っています。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

世の中ではこの福祉政策に関しては、少人数に対する福祉政策ですね、利用者が少な

いんじゃないかということについて費用対効果で判断をし、削減廃止するという考え方はのちのち社会全体に望ましくない結果を生むという可能性が出てるといふ論文も出ております。そういうことで、費用対効果とか、例えばそうですね、よくワイズスペンディングと言っただけで効果のあるところに財政支出を持っていくということは当然あることなんですけども、一方で私最初言ったように、それ以外の要因でもって考えることは今現在できないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

費用対効果を抜いたところで考えましても、例えば情報交換の場、健康づくりの場というところだけを考えますと、入浴施設というところを残さずとも、他の例えばサロンだったり老人クラブだったり、他の高齢者の施策等でもかなうものなのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それではちょっと視点を変えて、予期しない災害ですね、東日本とか能登ですね、この災害時の対応でこのような入浴施設を必要だ、残しておくべきじゃないかと思いたすが、これに対してはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

有事の際の入浴については、前回能登半島の地震の時もニュース等での感染症の拡大とかそういうふうなところで、課題ということで取り上げられているところでもございました。そういうこともございまして、私どもの方でも丸田荘が地下水でございまして、そういうのに使えないかということで検討の1つとして挙げたというところではございますが、ただ丸田荘の設置されてる所っていうのが、特別警戒区域ではないんですが、警戒区域、イエローゾーンという所に指定をされているところでございまして、有事の際に利用できるという確固たる保障というのにはございません。また、そちら結局地下水を利用するっていうことは電気を使ってくみ上げているというところでもございます。災害が起きて停電になった場合は、地下水等の利用等も難しい。あとは水でございましてお風呂の場合は沸かさないといけないってなりますと、ボイラー等の破損ですね、そういうのも考えられるとか、そういうふうな懸念点の方が多く挙がりましたところから、災害の時、有事の時の使用というのは、こちらの方で考えには至っておりません。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

地下水のことについて一言申し上げます。1982年昭和57年のまだ記憶に残っていると思いますが、長崎大水害の時に、水道が止まって丸田谷地区の住民の方がひどく困りまして、そして丸田荘でくみ上げた地下水を頂きに行き、大変大いに助かったという話を聞きました。近くに徒歩圏内で今度216戸の団地ができますね。予定です。この災害発生時の救護活動拠点としてのニーズは先ほどおっしゃいましたけども、その地下水を頂いて助かったというのは多分事実だと思うんですよね。そういう点についてやはりこの丸田荘のニーズはないとお考えですか、お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

地下水の利用についてでございますが、現在の丸田荘からくみ上げてる地下水につきましては、飲用ができなくなっております。飲み水としての利用は難しいというような判断を西彼保健所から頂いているところでございますので、もちろん生活用水として、今あるもし井戸からくみ上げることができるのであれば可能かと思えますけれども、私も当時がどのようなものに地下水が使われてたかっていうのがこちらの方で把握ができておりませんので、少しお答えするのが難しいんですけれども、飲用水としての利用というのはできない。なので、災害時に飲み水としてお配りすることはできないというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。次の質問です。説明会の中で住民の側から丸田荘の存続はもうそれじゃゼロなのかとの問いにですね、ゼロではないというお答えになりました。ただ、福祉課だけで決める問題ではありませんのでということですが、この辺りをもっと分かりやすく説明してください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ゼロではないというふうにお答えした前後がございまして。周知不足ですっていうようなご意見を頂きました。それにつきましては私どもも広報等で周知をしていたわけでも、ここ何年かありませんので、周知をさせていただきますっていうようなところで、その後、では利用者の方が増加といいますか、そういうふうな例えば高齢者だけではなくて若い方も利用されるとかそういうふうな状況が急激に伸びるのかとかそういうところについては判断をさせていただきます、また10月辺りに住民の皆さまにご報告と

いうところも兼ねて説明会をさせていただくというような趣旨が、その前後にございまして、それでゼロではないというようなご回答をさせていただいたところでございます。また、福祉課だけで判断できないというふうに申し上げた分につきましては、やはりこれはあまり私たちの中では赤字っていうのは思ってないんですけれども、どうしても費用対効果、町の優先順位というのがございますので、そういうところも含めたところで、また今後の高齢者施策についても拡充っていうところも考えていかないといけないというところがございますので、そういうところも含めて、福祉課だけでは答えられませんというような回答させていただいたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

引き続きその説明会の中のことですが、他に福祉政策を考えてる人もいるのも事実だということが言われましたが、どんな福祉政策を考えていらっしゃるのか、今の時点で分かれば教えてください。

○議長（安藤克彦議員）

宮司住民福祉部長。

○住民福祉部長（宮司裕子君）

他的高齢者施策につきましては、現在説明会等も行っており、今広報の方でも丸田荘の周知っていうのを進めるっていうような中で、町として公平性であるとか、有効性であるとか、妥当性、そういうのも含めまして、高齢者施策の拡充っていうふうなものを今後検討していて、そちらもまた皆さんの方に報告をさせていただきたいと思いますが、現時点でどういうふうなっていうようなことはお答えができないという状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

それでは、仮にですね、廃止の方向となった時の代替施設を造る考えはあるのかという質問もありました。上長与地区の場合は、入浴施設の廃止後に代替施設は造ったという答弁も私見ました。ということは今回も代替施設を造られるのかなということですが、お答えいただければ。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

代替施設につきましてもですね、先ほどの施策と併せまして今後検討させていただいてまいるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

先ほど上長与地区の代替施設を造ったというふうに答弁がされておりますが、何を造られたんですか。

○議長（安藤克彦議員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

上長与についてはですね、浴場を廃止した後に住民の皆さんが集えるようなコミュニティホールといいますか、テーブルを置いて、椅子を置いて皆さんが集えるような場所を提供しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

本町と同じような規模で、4万人くらいの自治体でこのような老人福祉のための入浴施設ですね、これをいろんな事情で廃止してる所というのは他にあるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

県内の21市町の今浴場施設っていうのを私どもも調査をさせていただいたところでございます。その中で同じ規模といいますか、同程度の人口というところで言いますと、五島市が令和8年3月29日をもちまして、社協の方が運営をされております地域福祉センター荒川温泉、こちらが老朽化、赤字、あとは職員不足ということで、閉鎖をされるというような情報を頂いております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

そうするとそこ以外は、現在入浴施設は運営されてるということで理解をしてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

県内21市町のうち入浴施設がない市町もございます。3市5町でございますが、こちらの方の市町につきましては入浴施設が元々ないという所でございます。また経営主体というもので言いますと、ほとんどの市町さんのほうが社協、もしくは社協に委託をされて、町とか市で直営されてるのは長崎市と長与町だけというところになっております。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

分かりました。この間の住民説明会からいろんな町民の利用者の方からお話聞きました。住民の方から、赤字幅の圧縮になるなら例えば料金の値上げも自分たちは申し入れたいとか、自分たちで入浴施設の例えば清掃、それからボイラー点検の手伝い、これも経験資格が要ると思いますが、利用者自ら自分たちが汗をかいてもいいからということで積極的な意見もお聞きしました。赤字幅の問題が大きい問題であるなら、この住民側からこのような建設的な意見を申し出てくださるということは、行政と協調的に解決策を探る望ましい住民自治の在り方と私は高く評価をしているところでありますが、この点はどのようにお考えですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在の利用の方からですね、値上げ2、3倍ならいいよっていうようなこととか、あと清掃とかも自分たちでするから人件費の削減になるんじゃないかというご意見は、大変ありがたいところだと思っているところでございます。ただ、先ほども部長が申しましたように、町の事業の実施につきましては、どうしても妥当性とか有効性とかそういうところも加味したところで、今後継続していくかというのを判断をしていかないといけないというふうに思っております。大変ありがたいお言葉でもありましたが、先ほど議員もおっしゃられたとおり掃除とかボイラーとかっていうのは、資格とまではいきませんが経験とかが必要なところにもなってくるところでございますので、そちらにつきましてはありがたく頂戴したというところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

岡田議員。

○4番（岡田義晴議員）

私のこの一般質問もゼロサムじゃなくてですね、やっぱりどっかの政党じゃありませんけど対決より解決ということですね、やっぱり今回、いわゆる説明会がちょっと言葉足らずであれば、今まだ時間もございますので、十分意を尽くして町民と行政と有意義な話し合いの中で方向性を見いだせばいいなというそういう趣旨の質問でございます。ぜひ前向きな実りのある説明会で、その解決の方向、決断が下されることをぜひ祈念して、私の一般質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで岡田義晴議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時30分まで休憩します。

（休憩 10時18分～10時30分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順2、八木亮三議員の町の情報公開の姿勢と附属機関についての質問を許します。

5番、八木亮三議員。

#### ○5番（八木亮三議員）

では、早速質問に入らせていただきます。今回は質問はテーマは1つです。町の情報公開の姿勢と附属機関について。令和6年3月定例会において賛成多数で可決された議員報酬を増額する条例改正案について、採決時に賛成の立場の議員の討論において、町特別職報酬等審議会が慎重な検討を行った結果の答申であり、尊重するとの旨の賛成理由が複数聞かれました。私は反対の立場でありましたが結果は可決となり、私も増額された報酬を受け取っている以上、町民への説明責任があることから、増額すべきとの答申に至った2回の町特別職報酬等審議会の審議が十分に慎重、公正なものであったかを確認すべく、当該審議会の会議録の開示請求を令和7年10月に行いました。これに対し、町は同年11月7日に会議録を開示いたしましたが、開示されたのは、出席者のあいさつや事務局による資料の説明など事務的で末梢的なわずかな部分のみで、それ以外の大部分であり本質的な部分である審議委員各位の意見、発言は、ほぼ全て黒塗りで非開示とされ、どのような議論および理由によって増額という結論に至ったのかが全く不明となっています。この一部非開示については、令和8年1月30日に町へ不服審査請求を行っており、今後、然るべき審査が行われるものと思われませんが、本町の情報開示の姿勢そのものに疑問が感じられ、本町で例年20件前後行われている情報開示請求に適切な対応がなされていないのではないかと危惧されることから、情報公開および町情報公開条例、以下条例と言いますが、こちらについて本町の認識と併せて町特別職報酬等審議会およびその他の町の附属機関の在り方を伺います。（1）非開示の理由の一つに公になることにより、公開されないことを期待して発言した出席者との間の信頼関係を損ない、会議での率直な意見表明等に対する協力を得ることが困難となりなどとして、条例第7条第6号柱書きに該当するというものがありましたが、町特別職報酬等審議会は、そもそも非公開が前提の秘密会扱いのものなののでしょうか。そうでなく公開されている会議なのであれば、ここで出席者が公開されないことを期待して発言するということはあり得ないはずであり、この非開示の理由には合理性がないと考えますが、いかがでしょうか。（2）同じく非開示の理由に、特定の個人が識別できるものに当たるとして、条例第7条第2号に該当するというものがありましたが、審議委員の個人名および肩書は公表されており、なぜ改めて個人の特定が問題となるのでしょうか。もしくは審議委員ではない議員、その他の個人の特定に当たる情報だったということでしょうか。説明を求めます。（3）公にすることにより、個人の権利利益が害される恐れがあると認められるということで、条例第8条第2項に該当することを非開示の理由に挙げていますが、行政文書は、原則公開であることに鑑みれば、この恐れは単に行政機関においてその恐れがあると判断するだけでなく、客観的かつ具体的な危機性、可能性があるこ

とを要するという判決もあります。本件の恐れについて、誰がどのような理由で判断したのか。判断に至った客観的かつ具体的な危機性、可能性があるならば、それはどのようなものでしょうか。（４）町特別職報酬等審議会は、町の附属機関であり、委員は第２号特別職公務員で報酬の支給を受けている立場であり、私人ではありません。このような立場でありながら所属する附属機関の公式な会議において、公開されることで自己に利益、不利益を被ったり、公開されることに不都合があるような発言を行うこと自体に問題があると考えますが、本町の附属機関の委員等の人選および会議の運営に見直すべき点があるのではないのでしょうか。（５）今回の開示請求がこのような理由で大部分が非開示になるということは、今後の町特別職報酬等審議会も同様になるということであり、この先も永劫に本町では、どれだけ町三役や議員の報酬が上がり、それがどのような根拠、議論によってその結論に至ったのか、町民も当の議員すらも知ることができないということになります。そのような国民の知る権利を軽視した不透明な行政運営は、到底町民の理解と信頼を得られないと考えますが、町長はこれで問題ないと考えておられるのでしょうか。それとも改善が必要とお考えになるのか伺います。以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは八木議員のご質問にお答えをいたします。今回１点ということで、町の情報公開の姿勢と附属機関についてのご質問で、１項目目が特別職報酬等審議会は非公開が前提であったのかについてのご質問でございました。まず、会議の公開、非公開につきましては、法令または条例の規定により非公開とすべき定めがあるものを除いては、情報公開条例第７条に規定する公文書公開原則に基づき、原則として会議そのものを公開し、あるいは議事内容の公表等を行うところでございますが、会議の個々の議事、内容等に条例第７条各号で定めるところの非開示情報を含むものであると判断される場合については、情報公開制度の趣旨に沿いまして、個別に非公開の取り扱いとするところでございます。今回ご指摘になっております長与町特別職報酬等審議会につきましては、条例中の非公開規定ではありませんので、非公開を前提とした会議ではございません。しかしながら今般、開示請求を受けました会議につきましては、一つ、現行の議員報酬額が適正額であるか否か。一つ、増額減額するとすればどのような理由により、どの程度の範囲で行われるべきか。一つ、議員の活動内容や職務遂行状況など見合った額であるかどうか。一つ、あるいは今後の町政運営の担い手としての期待値、その他町の財政状況、類似団体の状況、社会情勢等の考慮は元より、町議会に対する評価、見解まで含め、議事内容となるのが想定されていたのであり、その中でも委員には、積極的な発言を促すことで公的な見解を述べ合うだけでなく、むしろ各自の自由かつ率直な意見を交換していただく必要があったところではございました。その上で、議事のあらゆる

発言が公開されることを前提とした場合、委員の発言が建前に終始して議論するものが形骸化する可能性や反対の立場の方々からのいわれなき非難やご回答を避けるために発言が萎縮し、自由で率直な意見交換が困難となる可能性も相当程度認められると判断するところでございます。従いまして、今回開示請求の対象となりました資料につきましては、既に公開されている答申書以外の会議で使用した全資料の開示、会議録の一部非開示という形で対応させていただいたところでございます。次に2点目でございます。特定の個人が識別できるものに当たるとは、どういうことなのかということのお尋ねでございます。本件開示決定部分におきまして、情報公開条例第7条第2号、本文に該当するとして非開示とした部分につきましては、まずもって、第三者に関する情報が記録されているものではございません。条例第7条第2号の趣旨といたしましては、個人に関する情報を非開示情報として規定するものでございまして、公文書中の特定の個人を識別することのできる記述に限定いたしまして、非開示部分を画定するものではないという判断によるものでございます。今回、ご指摘の箇所につきましては、議事録は、発言者の氏名及び肩書きとその発言内容が一体的に記述されておりまして、これらの全ての部分が第一次的には、発言者に係る個人に関する情報に当たるものと解するところでございます。その上で、氏名及び肩書きにつきましては、公表されている情報であることからこれを公開判断としておりますが、それ以外の発言内容自体は公表情報ではないため、これが公開されることとなりますと、氏名等が公開されていることと相まりまして、誰がどのような発言をしたのか全容が分かることとなるところでございます。従いまして、当該箇所につきましては、まず第一に発言者の氏名および肩書きと発言内容部分の全体を含めて個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものとして捉えまして、次に、氏名および肩書き部分につきましては、条例第7条第2号ただし書きアの規定により、公表されている情報として取り扱い、当該発言部分のうち公開した部分につきましては、条例第7条第2号ただし書きウの規定に基づきまして、公務員の職務の遂行に関する情報として整理し開示の判断としており、その余りの部分につきましては、これら例外的開示事項に当てはまらないという判断から、なお、条例第7条第2号本文該当として非開示の判断としておるところでございます。3点目でございます。公にすることにより個人の権利利益が害されるおそれがあると認められるとされたおそれについてのご質問でございます。本件のおそれの認定につきましては、公文書の開示請求は、実施期間を単位として受けるものであることから開示決定等の判断につきましても、実施期間におきまして判断するところでございます。当該箇所におきましては、先ほどの回答において申し上げましたとおり、第一には氏名等の公表に伴い、発言内容も含めて特定の個人が識別される情報であると認めるところでございます。これに加え本件のおそれ、すなわち個人に関する情報に係る個人の権利利益が害されるおそれが認められる理由といたしまして、一つ、その情報が非公知なものであるか。つまり通常他人が知るような類いの情報ではないか。あるいは他人に知られたいと望むこと

が正当であると認められるかという観点。一つ、その情報を秘匿すべき必要があるか。例えば他人に知られた場合に身体的または財産的な被害が生じることが想定し得るか。などといったことが、客観的に認められるかについて判断するものでございます。本件処分におきましては、個人の財産に関する情報が含まれていることから、公にすることにより個人のいわゆるプライバシーとして保護すべき権利利益を侵害する可能性があるものと認められ、この観点からも非開示とすべきと判断するものでございました。4点目でございます。本町の附属機関の委員等の人選および会議の運営に見直すべき点があるのではないかとというご質問でございます。議員ご指摘のとおり特別職報酬等審議会の委員の皆さんは、特別職の公務員に当たるところでございます。他方におきまして町の設置する附属機関をはじめとした各種の組織は、各構成員によるそれぞれの分野の持つ情報や公式見解を述べ合うことで、町的意思決定に関与するものであれば、それに留まらず各自の自由かつ忌憚のない意見を交換し、あるいはそれに対して町から説明を行うことで議論を活性化させ、より良い意思決定に資することを企図して開催されるものでございます。特別職報酬等審議会につきましては、各分野を代表する方であると同時に町政運営に幅広く参画いただいている方々を選任をしております。各般の見解を述べていただくことと併せ、町政運営に関与する住民として、ざっくばらんにご意見を頂戴したく、活発な発言をいただくことを行政の側からご依頼差し上げたところでございます。従いまして、現在の審議会における委員の人選につきましては、基本的には適切なものであると考えておりますが、議員のご指摘に鑑みますと、会議の議事、内容に関し、住民の皆さま方にとってより分かりやすい形で情報発信していくなど、運営面についても向上を図ってまいりたいと考えておるところでございます。5点目でございます。大部分が非開示となるような不透明な行政運営は、町民の理解と信頼を得られないのではないかとというご質問でございます。情報公開条例の趣旨に沿った行政情報の保護に基づく公開判断と積極的な情報提供施策の推進につきましては、本町の行政運営における重要な課題の1つであると認識をしております。今回の開示請求の対象となりました文書におきましては、審議会における議論の材料となりました会議資料を全て開示した上で、議事録の一部非開示という対応となりました。その上で町政に対する一層の理解と信頼を深め、公正で民主的な町政の推進を図ることを念頭に置きますと、特別職報酬等審議会を含め本町における審議会等につきましては、議事ないし審議内容に情報公開条例第7条各号の情報を含まないものであれば、会議の開催と議事録の周知、公表を行うことはもとより、これら非開示情報を含む会合であったとしても、議事の進行や交換された意見の主要なものを公開可能な範囲でまとめ、これを公表することにより対応するなど積極的な情報提供施策の推進を図っていく必要があると認識する所存でございます。本町といたしましても引き続き情報公開の理念から尊重しつつ、審議会の実効性も確保する。そういう観点から適切な運用に努めてまいりたいと、そのように考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

では、再質問に入らせていただきますが、その前にといいますか、大前提を共有しておきたいんですが、それは情報開示請求は、国民主権の理念に基づく権利であるということと、公的機関には、情報を開示する義務があるということです。それを踏まえてまず最初にお伺いしますが、長与町情報公開条例の第1条に条例の目的が書いてありますが、何と書いてありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

第1条として、この条例は、地方自治の本旨にのっとり町民の知る権利を尊重し、町の保有する公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、町政の諸活動を町民に説明する責務を全うされるよう情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、もって、町民の町政への理解と信頼を深め、町民参加による開かれた公正で民主的な町政の推進に資することを目的とするというふうに記載をされております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

はい、そうですね。文言は非常に立派なことが書いてあります。ところが今回例に挙げました町特別職報酬等審議会の会議録を見るところによると、本町の情報開示姿勢は、とてもこの条例に書かれている理念を実現しようとは思えないんですね。これを町民の皆さまにも知っていただくために、実際にどのような状態で開示されたのか。あらかじめ議長の許可を得た資料として、最初に投影したいと思います。ちょっと小さくて字までは読めないと思うんですが、最初に今、開いたものは、2回開かれた報酬等審議会の1回目、令和5年11月17日分の会議録です。これですね。枚数でいうと18枚ありまして、最初のこれ2ページ、これが2ページのちょっと途中です。18枚のうち最初の5ページは、事務局や町長、議長、そして委員のあいさつ。そして、委員長の互選を決定するところまでで、5ページ使われてます。なお、この途中のですね、このここにちょっと誰が発言してるか見えないと思いますが、これは議長の安藤議長のあいさつなんですが、これ後半、約半分が黒塗りにこのようになってます。これ後でちょっと出てくるので覚えていただきたいと思います。それで途中、委員の各委員のあいさつがあつて、ここも一部個人情報などがあつて非開示ですが、ここはあいさつなので重要などころではありません。で、この後ですね。6ページから13ページまでの8ページが事務局による類似団体との比較であったり、そういった報酬審議に係る資料の説明があります。これは結構しっかり説明されているので8ページあるので、最初の5ページ

と合わせて13ページまであるんですね。14ページから今、説明された資料を基にして、委員のいわゆる意見交換、審議が始まるわけですが、この14ページからここですね。こっからご覧いただくように、委員が発言しているものは、ご覧のとおりほぼ全て黒塗りになっています。で、18ページで終了です。次なんです、次の資料が令和6年1月23日に開かれた2回目の審議委員会の会議録で、枚数は15枚です。これ最初の3ページが事務局による前回の振り返りや追加資料の説明になってます。これで3ページですね。そして、4ページから14ページまでが、この委員による協議、そして、最終的な答申の結果ですね。こう答申すると、決定しますという内容とその確認。ここなんです、これ4ページから14ページまで、ご覧のとおり、ほぼ全て黒塗りになっています。これで答申に、増額するという答申に至ったということです。資料の提示は以上です。今回の質問で議員報酬の増額の是非をここで問うつもりはございませんが、議員報酬は、提案するのは町ですけれども、議決するのは議会、つまり自分たちの報酬の増額を議員が自分たちで議決するというこの制度上、やはりよほど客観的で明確な根拠がなければ、町民から町、町長と議会によるいわゆるその増額しましょうという、出来レースといいましょうか。そういうふうな疑いの目を向けられかねない。非常に透明性の確保が重要になる重要な案件なんですね。それをこのような大部分非開示にされるのは、町政の理解と信頼を深めるどころか、逆に失わせかねないことだと思うんですが、そう思われませんか。これ、質問じゃないんですが。ここで改めてお伺いしますが、先ほどの会議録を、今ご提示した会議録、もうほとんど真っ黒で開示されましたが、これが先ほど課長おっしゃった情報開示条例第1条でうたってる町政の諸活動を町民に説明する責務が全うされて、町民の町政の理解と信頼が深まって公正で民主的な町政につながると改めて本当にそう思いますか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

はい、議員おっしゃるとおりですね、こういった審議会であったり、いろんな会議の場での発言、いろんな意思決定をするものっていうものは、透明、公平、公正に開示されるものというふうな理解をしております。で、今回の案件に関しましてはですね、現在ある文書の中で情報公開条例に照らしたときに非開示相当になるというふうな判断をしたところで、先ほど投影されたような格好で開示をさせていただいたんですが、そうですね、やり方としてですね、いろんなやり方あるかと思います。後の方でも多分出てくるかと思うんですけども、開示の仕方、議論を深める内容の部分については、多分ちょっとこの報酬関係の条例を上程したときに、議会の方でもいろいろ議論をさせていただいて、審議をさせていただいてると思うんですが、ちょうど令和6年3月ですかね。条例上程をしたときに委員会等々でも説明をさせていただいてるかと思うので、ここでの発言、あるいは町民に対しての発信の仕方というのは、また工夫をしていく必要

があるのかなと思っています。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ここまでは前段なんです。私はですね、今回の件で町の情報公開条例の第1条は、もう形骸化してるように感じます。そして、これを反省して改善していただきたいと思って今回、質問をさせていただくところなんです。これで（1）に関してですけれども、この当該公文書の非開示決定通知書の2番、非開示とした部分とその理由の（2）のイについてをこの質問の（1）で述べたわけですが、その通知決定書の（2）のイに、もう1つ理由があって、将来予定されている同種の審議検討等における自由かつ率直な意見の交換が損なわれ、当該審議検討に基づく意思決定に不当な影響を与える恐れがあると認められ、条例第7条6号に該当するためとあるんですが、この条例第7条6号は、町の機関ならびに国の機関および他の地方公共団体の内部または相互間における審議検討または協議に関する情報であって、公にすることにより率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれと書いてあるだけで、これ、どこにも将来予定されている同種の審議や検討というような文言は入ってないんですよ。つまりこの条文が本来意図するところは原則として、この開示請求された文書がまだ、審議検討または協議の途中の段階、つまり結論答申が出てない段階の話と解釈すべきが、当然本来だと思っんです。つまり今、2回あった審議会の会議録を今表示しましたが、例えば2回目の会議で結論、答申が出る前に1回目の会議録を公開すると、それによって何らか最終的な結論に影響するというのは、考えられなくはないと思うんですが、もうこれ答申も終わっているわけで、審議に意思決定や中立性が不当に損なわれるおそれというのは、ないと思うんです。もちろんですね。私も国の行政機関もこの条例でいうとこの7条6号に当たるのが、情報公開法ですね。法律の方でいうと第5条の5ですが、国の行政機関も審議検討が終了し、意思決定が行われた後であっても国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、本号に該当し得るという判断をしていることは存じてますが、それでも情報公開は、行政文書を公開するのが原則であって、非開示するのはよほど重大な不利益が考えられる。非開示にすることに合理性が認められる場合に限る。つまり非開示の部分が本来的例外的な措置で、恣意的に非公開にすることはやっぱり許されないと思うんです。質問ですが、通告書の（3）にも書きましたけれども、この非開示理由の開示決定通知書の非開示理由の（2）のイで、やはりおそれがあるという言葉が簡単に使われてますけれども、よほど保護に値する合理性と蓋然性がなければ非開示とするのは不相当と思うんですが、改めて既に答申が終わった審議会の会議録が、現時点では、開かれる予定も立ってない将来の同種の審議会に不当な影響を与えるというのは、どういう理屈なんですか。特にこの不当なというのがどういう意味なのか

ていうのも含めて、ちょっとこの非開示理由、もう一度説明していただきたいんです。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

議員おっしゃるとおり今後いつ同種の会が開かれるかっていうのは未定ではございますが、やはりこの内容的になかなかデリケートな会議の内容になってまいりますので、そこでの意見を言ったことに対して、やっぱり何らかのプレッシャーは出てくるものと思います。特にその対象になるのが三役であったり、議員の方であったり、一定の方たちを対象に意見を言うという形になりますので、そこでの今後また同じような会議が開かれる場合に、前回のときにやっぱちょっとあの発言でいろいろあったよね。何かいろいろ言われたよねっていうのがあると、次回以降なかなか参加しづらい、意見が言いづらいというふうな場面も出てくるかというところでの認識でございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

町特別職報酬等審議会は、定期的には開かれるものでもなく、むしろ次の開催は何年も先という可能性も十分考えられる。そういう予定も一切立っていないのに予定されているものと位置付けて、それに影響するかもしれないという理由づけで非開示にするってのは、これはやはりこの条文のかなり恣意的な拡大解釈と私は思うんですね。これが通ってしまうと、全ての審議会等の会議録は、非開示にできてしまうと思うんですね。後ちょっと今引っかけたのは、議員や町三役の報酬に対して率直な意見を言うのに、はばかれるっていうのは、そういう審議会じゃ駄目なんだと思うんですが、ちょっとこれは置いといて。そもそも報酬等審議会というのは、その時々々の社会情勢や議会活動の実情などから多角的、総合的に審議を行うべき機関であって、前回の審議会でのどのような審議がなされて、どのような答申を出したものであろうと、次の新たな審議会がそれに不当な影響を受けるということは、そもそもあってはならないんじゃないかと思うんですよ。会議録を見るとか、見ないとかじゃなくて。もしくはその会議録が公表されて、それに対して町民から何らかの反応があった。それが審議会に対する批判であっても称賛であってもですよ。そういうものに影響を受けては駄目なんじゃないかと思うんですよね。ただ逆に言うと、逆のこと言うようですが、審議員にとっては、過去の審議会の会議録を参考にするということは、むしろあってもいいんじゃないかと思うんですね。当時、前回、どのような論点で議論がなされたか。現在の状況と同じ点や違う点、そういうものも参考にしたい。ですが非開示だと、参考にもできないというわけですよ。例えばわれわれ議員は、少なくとも私は議案審査や質問に当たって過去の会議録、同じような条例等の審査、予算等の審査をするときに参照することがあります。それはやっぱり正確な審査のために過去どのような質疑がされたかとか確認するためですが、不当

な影響を与えるおそれがあるから非開示とされたら、こういったこともできないということで、そうするとですよ、そもそもこの会議録は何のための会議録なんですか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

会議録自体はですね。実際どういった議論が行われたかというのを正確に記録するというものでものになってきますので、それを開示する開示しないというのは、また別の話で書類として残すというものとなっております。何かしらの会議もしくは審議会を開いたときに、議事録すら残さないというのは、本来あり得ない話だと思いますので、そういう意味での記録ということで、残しておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

のちのち参照できなければ、残す意味も私はあまりないと思うんですが。つまり残して開示して初めて意味があるものだと思うので。ちょっと先に行きます。

もうこの通告書の次の（２）と（３）の部分ですが、これについては、すいません、会議録中のこの（２）（３）で書いている非開示理由っていうのは、先ほど提示した会議録の議長のあいさつの一部を非公開にする理由だったんですよね。なのでちょっと私の勘違いもあって、審議員の発言等の非開示の理由ではなかったもので、ちょっと通告の質問がおかしかったというのは反省しておるところですが、ちょっとこの一応先ほどの議長の発言の非開示理由でも、どうなのかなと思う部分があるので、１点質問します。というのは、この先ほどの議長のあいさつの後段が黒塗りになってた非開示の理由として、２つあって、１つが議長あいさつの後半部分を非開示とした理由が、発言者個人の情報で発言者の氏名等と合わせて特定の個人が識別できるので、条例第７条２号に該当するというもの。もう１つがプライバシーに関する記述を含んでいて公にすると個人の権利、利益が害される恐れがあるので、条例第８条２項に当たるというものです。後者の方ですね。この８条２項に当たる部分というのは、プライバシーに関するものということであれば非開示というのは理解できます。例えばご家族のこととかですね。いわゆるここあいさつですから、時候のあいさつみたいなものの中で、そういったプライバシーなことを発言されることはあり得ると思います。ただですね。もう１つの発言者の個人に関する情報で個人が識別できるという理由は、さっき町長の答弁でも触れられたところありますけど、そもそもこの発言しているのが安藤議長だと名前も肩書きも会議録に載っていますから、発言のこのように一部、もしくはこれ発言を全部非開示にしても１００％個人が識別されますよね。他者を特定する情報じゃなくて、発言者が誰であるかがもう名前まで明示されてる会議録で、その発言者が識別できる内容だから非開示にするというのは、ちょっとよく理屈が分からないんですが。７条２項に該当するという理由をも

う一度、分かるように説明していただけますか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

議員、先ほど投影していただきました書類ありましたけれども、あれで説明いたしますと、発言自体が発言者の名前があって発言内容があるというふうな作りになってましたけれども、今、開示をしてる状況としましては、名前と冒頭のあいさつの部分で後半が黒塗りになっているというふうな格好でご紹介いただきましたが、考え方としてはですね、あいさつ、誰が発言したかっていう部分とそのあいさつが1つの情報というふうな形でまず理解をしていただいて、それに対してどこが開示できる情報なのかということを開示をしている状況。従いまして、お名前の部分というのは、もう明らかに事前にもう公表されてる情報ですので、お名前の分は出てますよと。冒頭のあいさつに関しましては、一般的な儀礼的なお話ということになっているので、そこは開示の対象になっていますと。ただ、後半部分は先ほどもお話があったように、プライバシーに関わる部分が入ってたというところでの非開示というふうな構成での開示の状況ということになっております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ちょっとよく分からないですね、やっぱり。プライバシーに関する部分、8条の方ですかね、該当する分は私も理解はできると。ただそのもう誰か個人が特定されてる人の発言なのに特定されるからというの、やっぱりこれも最初から申し上げておりますが、公開が原則で、非開示は例外的、つまり最低限に抑えるべきものであるのに対して、かなり幅広く非開示の根拠や理由をとっていると感じるんですね。例えばですが、これは今の議長のあいさつのところはちょっともう終わりますが、全体的にですよ、先ほど確か町長の答弁で議員の活動の現状であったり、そういったものに対しての建前ではない意見をいただきましたかったということですが、これそもそも報酬を審議するわけですから、議員、個人も含めて議会の活動をいいとか、悪いとか、評価するのは当然の役割で、公開されるからされないからとかっていうので、そこで意見を控えたり変えては駄目だと思うんですね。仮にですよ、例えば特定の議員名であったりを出して、称賛なり批判なり何かしたとしてですよ、その議員の名前だけ消せばですよ、別に何の角も立たないと私は思うんですね。私に言わせれば公開されたところで、角は立たないと思いますけど。何で自分のことそんな悪く言うんだなんていう議員は私はいないと思いますけど、仮にその支持者とかですね、何らか反感を持つような人が出てはいけないという部分は理解はできます。なので個人情報という意味で、名前と本当にいわゆる特定の個人を示すようなとこだけ黒塗りにすれば、例えばその人がこういう頑張ってるとか、あんまよ

くやってないとか、あっても議員についてこういう評論とか協議、何ですかね、議論をしたんだと。それが大事だと思うんですよ。それもさっきの黒塗りでは全く分からないわけで、そういうことを言ったかどうかすら分からない。あと本来、開示が原則なので、そうやって切り分けられるところは、必要最低限のとこだけ黒塗りにするのが本来だと思うんですが、それはできなかつたんですかね。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

この開示の仕方、情報の出し方の部分になろうかと思います。今回ちょっと分けながら考えた方がいいのかなと思うところはですね、今回の情報開示の対象になってるっていうのが議事録等の話であると。今回うちが判断したのは、あくまでその議事録を見たときに、この情報公開条例に該当する部分がどこに当たるのかというのを判断をしているところでございます。その情報を外に出してあげるというやり方、手法のところはまた別の話ということで、議事録を、今回の話としては誰がどういった話をしたかというところが、なかなか難しいよねというところではあったんですけども、情報の出し方として、言ってみれば概要的な形でまとめて、こういった意見が出ましたよっていうふうなものを出せる範囲で出していくっていう手法は、この今回の情報開示決定とは別のところであるのかなというふうな理解はしております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

今のはちょっとよく分からないですね。何で、別なんでしょうか。情報公開して、最低限の例外的な部分を除いて公開する。もうそれだけの単純な話だと思うんですが。ここまで会議録の部分開示について、ちょっとおかしいと思う点、指摘しましたが、結局最初に申し上げたように不服審査請求をしてますから、結局、私がここで何を言っても当時の判断がこういう理由ということしかお答えになれないと思いますし、こっからはですね、町長や執行部の皆さんがこの情報公開条例に書かれた住民の知る権利を尊重して、そういった説明責任を全うし、もって町民の町政の理解と信頼を深めるというこの理念を文字どおり履行しなければと思っていただければなと思って、ちょっと今後どうすべきか、もしくはどうされるおつもりか伺いたいんですが。もう一度ちょっと繰り返してこれもなるかもしれませんが、（1）に書いたとおり公開されないことを期待した発言を公開すると信頼関係が損なわれるというのがありましたけども、そもそもやはり後に町民に開示されたら困るような内容の発言を公開されないことを期待して、附属機関の審議の場で委員が言うということ自体がやっぱり問題だと思うんですね。その理由、さっき1番で町長の答弁にありましたが、先週2月27日の報道で、自民党の小林政調会長が消費減税等を協議する社会保障国民会議について、自由な意見交換に影響が出て

くるという理由で会議の全面的な公開に慎重な姿勢を示したという報道がありました。これについて国民や複数のジャーナリストが、疑義を呈している。その中の一例で、ジャーナリストの江川紹子さんがエックスで、こうおっしゃってます。「議事録を公開されたら自由に語れないなんて人は、こういう会議に呼んではいけない。議事録全面公開せず要旨にとどめたら、開かれた場での議論を避けたいから国会ではなく別組織をつくったのではないかと思われませんか」と、こう書いてるんです。これ当然、誰も思うことだと私は思います。非開示に対してですね。今後その情報公開条例の最初におっしゃっていただいた理念を実現するためには、この町特別職報酬等審議会を含む附属機関について、会議録も含めて会議が公開されることを前提に発言してもらおう。もしくはそういう公開されるのを了承してもらおう。それを言うてみれば委員として参加していただく条件といいましょうか。そういうことにすべきだと思うんですが、そういうことはできないんでしょうか。しかも、この私人ではなくて第2号特別職公務員ですから、そのようなルールがないからこういう恣意的な非開示ができると思うんですが、そもそも会議に参加してもらってそういう条件ルールというか、それはできないんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

いろんな会議ございますが、基本的には開示するのが大原則ということになっております。ただ、その会議の内容であつたり、審議される情報を個人的なものが入るような会議になればなかなか公開できないかと思うんですが。今、議員おっしゃったようにですね、やっぱり委員の皆さまとはしっかりその辺、どういった内容を協議していただきますよとか、この発言については、公にしますよとか、そういったところはしっかり打ち合せをしながら、適切に対応していくというのが望ましいのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

本来は、これこういう協議がなされたという会議録、非開示ではない内容も書かれたのをセットにして、議員報酬増額の議案を出すべきぐらい、内容ってのは私は大事だと思うんですね。それを見ないと正直、答申だけでは納得がいかないという方もいるかと思えます。それでですね、今、町の同じく附属機関である水道料金等審議会が9年度中の料金改定に向けて協議を行ってますけれども、こちらはですね。それこそまだ答申に至っていない。まだ、これからも1回か2回か開かれる答申に至っていないにも関わらず、1回目の会議録が既に公表されてる。しかも、開示請求などしなくても町のホームページに自主的に公表されている。これ非常に対照的な処分だと思うんですよ。水道局長に伺いますが、水道料金等審議会の審議員の方々は、審議に当たって発言が公開さ

れないことを期待して発言してるんでしょうか。それともそういうことは期待してない。公表してもいいという前提があるから公表されてるのか伺います。

○議長（安藤克彦議員）

渡部水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

既に水道料金等審議会は令和7年8月に第1回審議会を開催をいたしました。その中で冒頭の審議会を開催する中で、私たちの方からもう既にですね、委員の皆さまに町民の生活に直結するような話になりますので、適宜、非公開にする理由がある部分以外については、公開をしていきますといった話をさせていただいております。それに従いまして、第1回目の審議会のものは、ある程度体裁は整えましたが、全て公開をさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

これが本来の情報公開の姿勢じゃないんでしょうかね。請求しないと出てこない。しても黒塗りで出てくるということと、非常に対照的だと思います。何でこんな対照的なんんでしょうかね。それは内容は違いますが、私からすると先ほどのちょっと建前に、公表すると建前になってしまう可能性があるかと町長が1番目におっしゃった理由と、あと課長ですかね。おっしゃったその議員とか町長の報酬を決めるってのは、いろんなプレッシャーがあるということでしたけど、私は、多分町民の皆さんが関心あるのは水道料金の方だと思うんですね。自分たちの払う水道料金が結構上がる可能性がある審議をするわけですから。つまりその中で、いや、もう上げざるを得ないねとか、上げたほうがいいよって発言をすると、当然それはあの人なんかそういうこと言ったとか、あの人かそういったせいもあるんじゃないか、値上がりするのは、そういうプレッシャーがあると思います。にもかかわらず、そちらの会議録は自主的に公表されて透明性を高めているというか、守っている。にもかかわらず、議員や町三役のことをなかなか言いづらからってというのは、やっぱりその審議会そのものの在り方と情報公開の姿勢の在り方が非常に何で同じ町の部局でこう違うのか。これを説明できますかね。その一貫性のなさといいたいでしょうか、これは何で違うのでしょうか。あの1点、確か水道料金等審議会の方は、発言した委員の名前は入ってないですね。個別のですね。ちょっとそれを。

○議長（安藤克彦議員）

水道局長。

○水道局長（渡部守史君）

公開している議事録では個人名は記しておりません。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

そうなんです。重要なのは、審議員の誰が言ったかということよりも何を言ったかであって、誰が言ったかが分からなければ審議員は何人もいるわけですから、例えばなんかね。議員や町長、そういった三役のことを悪く言ったり良く言ったりしたとしても、誰が言ったか分からなければいいわけですよ。われわれが知りたいのは誰が言ったかじゃなくて、何を話されてるかですから。ですからそういう開示の方法があるのに、なぜそれができないのか。その水道局のこれだけの透明性と報酬等審議会のこの非開示の姿勢、全く非常に対照的だと思うんですが、これはどうしてですか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

今、議員おっしゃった部分はですね。水道局の分に関しましては、情報開示があったからということを出してるわけではなくて、事前にもうホームページの方で公開をしていると。その中では、もう委員の名前を伏せた状態でちょっと要約をした形を出しているというところがございます。で、今回うちの報酬審議会の部分に関しましては、そのホームページの公開まで至ってなかったというところから本来であれば水道局と同じような格好で、お名前なんか伏せた状態でお出ししておけば言ってみればこういう議論もなくてもよかったのかなと思っております。ですので、今後の在り方としては、そういったところを踏まえて適切に対応していければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

ありがとうございます。そうなんです、隠す部分が発言内容じゃなくて、誰、何委員が言ったっていうこれを消せば、もうあと発言の中に、例えば個別の議員のことを言ったりすれば、もちろんそれも個人情報なんで消してもいいんですが、済む話なんですよね。内容は公開できたはずだと思うんです。それをしてないからこのように私も非常に疑義があって、改善すべきと言ってるわけで。やはりここは、それぞれの部局のそういう開示姿勢とか、見習ったりとか、考えてですね、開かれた町政にさせていただきたい。最後に、ちょっとこの情報公開の姿勢の後退について感じたのが、広報ながよで毎年4月号か5月号で2年度前の情報公開、個人情報保護制度実施状況を公開してましたけど、私が調べた限り令和4年4月号で終わってるんですが、これ終わってますよね。なぜ公表を止めたんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

この点ですね、議員の方からちょっとご指摘を頂きまして、私も公表されているもの

とちょっと勘違いしてたんですけども、おっしゃるとおり4月の広報までで止まっておりました。確認したところがですね、ちょっとその事務的な不手際で載せるのが落ちたというところで、それはちょっとすぐ至急対応せんばばいということで、昨日にはなるんですけど、ようやくホームページの方に過去5年分を掲載をさせていただいています。今後はですね、このようなことがないように対応してまいりたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（安藤克彦議員）

八木議員。

○5番（八木亮三議員）

分かりました。広報についてはですね。ページ数が限られていろいろ苦勞されてるの、正直言うと情報公開の件数ってそこまで重要ではないんですが、ホームページ等ではですね、今後も続けないと、今までやってきたことを止めるっていうのは、やはり情報公開の姿勢が後退していると町民も感じざるを得ないというところがありますので、これも含めて今後、会議録の在り方、情報公開の在り方、ちょっと考えていただきたい。そして、最後に質問じゃないですが、不服審査請求をしてますから、もしこれ審査委員会が開かれることになれば当然もう一度恐らく私も資料を求められる。今日の会議のやりとりも資料として出すと思うので、これを読んでいただいてどっちが正しいか、不服審査会審査員の方に判断していただきたいと思います。以上で終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで八木亮三議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時29分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順3、金子恵議員の社会福祉協議会による福祉バス廃止後の地域活動支援についての質問を許します。

11番、金子恵議員。

○11番（金子恵議員）

皆さまこんにちは。お昼からの1番ということで、1時間ですね、たっぷり質問をしたいというふうに思います。今日傍聴にお出かけいただいた皆さまありがとうございました。それでは通告書の方に入ります。①社会福祉協議会による福祉バス廃止後の地域活動の支援について。社会福祉協議会が運行してきた福祉バスについて、今年度末をもって事業を廃止する決定がなされ、町への報告も終了したと聞いています。この福祉バスは単なる移動手段にとどまらず、高齢者サロンや自治会活動、子ども会など、地域の自主的な活動を支援することを目的として運行されてきたものであり、利用団体は高速道路料金や燃料費のみの負担で利用できる仕組みでした。これにより、地域住民が気軽

に集い、外出する機会が生まれ、人と人とのつながりを育むことで、健康づくりや介護予防、地域コミュニティの形成にも一定の役割を果たしてきたものと考えています。特に高齢者にとって行き先がある、参加できる場がある、このこと自体が生きがいや社会参加につながっていた側面も大きいと感じています。第10次総合計画においては、高齢者の社会参加の促進、健康づくり、介護予防の推進、さらには地域コミュニティの形成といった施策が重要な柱として掲げられています。福祉バスはこうした施策を現場で具体的に支え、実効性のあるものとしてきた仕組みの1つであったと考えます。しかしその一方で、事業継続が困難となった事情については一定理解するものの、町民からは「廃止すべきではない」、「地域活動が成り立たなくなるのではないか」といった声も多く寄せられています。町としては貸し切りバス利用への補助による代替策を検討していると思いますが、近年の人件費や燃料費の高騰により制度として補助があったとしても実際の地域活動の現場で活用されなければ、活動の縮小や停滞につながるものが懸念されます。また補助制度の設計によって、本来支援すべき地域活動の趣旨が十分に生かされない形での利用が広がることも危惧しています。こうした状況を踏まえ、福祉バス廃止後においても地域活動や住民の社会参加をどのように支えていくのか、町としての考えを伺います。（1）総合計画に掲げる健康づくりや地域コミュニティ形成の観点から、福祉バスを町としてどのような施策上のツールとして位置付けてきたのか伺う。（2）これまでバスの運行に伴う財政負担について、総合計画に掲げる施策効果を踏まえ、町としてどのように評価してきたのか伺う。（3）福祉バス廃止後の代替策として検討されている貸し切りバス利用補助について、どのような活動や目的を想定し、どのような考えに基づいて制度設計を行おうとしているのか。（4）この補助制度により、地域活動の維持や住民の社会参加をどのように確保しようとしているのか。（5）補助制度が形骸化し、本来の目的とは異なる利用が広がることを防ぐため、町としてどのような考え方で運用していくのか、以上5点を中心にお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは金子議員のご質問にお答えをいたします。1番目1点目、福祉バス廃止後の地域活動支援についてという項目の中で、福祉バスをどのような政策上のツールとして位置付けてきたかというお尋ねでございます。総合計画におきましては、地域福祉の充実という基本目標の下に、地域で支え合う体制づくりといたしまして、長与町社会福祉協議会、自治会、民生委員等と連携を図りながら、地域のコミュニティを活性化し、住民全体の地域福祉活動を促進することを掲げておるところでございます。また高齢者福祉の充実という基本目標におきましても、老人クラブ、自治会、サロン、ボランティアなどによる地域の支え合い活動の拡大を掲げておりまして、社会福祉協議会の実施する

福祉バスの運行につきましても、住民全体の地域福祉活動を促進するツールの1つとして支援を継続してきたところでございます。2点目でございます。バスの運行に伴う財政負担について、施策効果を踏まえた評価ということでの質問でございます。バスの運行の経費につきましては、令和4年度までは町の事業や町が関係する団体が福祉バスを利用した際は、バス利用料を社会福祉協議会へ補助をしまいたったわけでございます。しかしながら令和5年1月に福祉バス運行に係る費用が負担になっているとの相談を受けまして、維持管理費に係る費用やバス借上料を補助をしまいたったわけでございます。また運転手の人件費につきましても、社会福祉協議会運営補助金として補助を行ってきたところでございます。福祉バスを活用した住民全体による地域づくりは大変意義があり、非常に効果的な役割を担っていただいているものと高く評価をしておるところでございます。3点目の貸し切りバスの制度設計についてのご質問でございます。本定例会で上程しております令和8年度当初予算におきまして、町内の福祉団体等が地域福祉活動を行うための支援として、新たに長与町地域福祉団体等バス借上げ助成事業の予算を計上をさせていただきます。事業の内容といたしましては、対象者を自治会、地域コミュニティ、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、障害者福祉団体、サロンとしております。地域福祉に関する事業、健康保持を図り生きがいを高める事業、地域の絆を深め仲間意識を高揚する事業を目的とした活動にご利用いただけます。そのような形での取り組みでございます。助成金の額につきましては、福祉バスの利用実績などを参考といたしまして、各団体1年に1回、5万円上限に補助することとしておるところでございます。4点目でございます。この補助制度による地域活動の維持などについてのご質問ございました。このたびの助成事業の構築に当たりましては、町の新規事業ではございますが、地域福祉活動を下支えするという点では、福祉バス利用と変わりはないとそうように考えております。補助対象としております自治会、コミュニティ、民生委員・児童委員、高齢者、障害者団体などの活動は、町の施策を進める上で大きな役割を担っていただいていると思っております。そのことから、この団体の活動をできる限り支えるのは町の役割だと、そうように考えておるところでございます。今回の助成事業におきましては、福祉バスでは制限のあった車両の種類、あるいは利用日程等を限定せず、それぞれのニーズに合った計画を立てていただけるわけでございます。町内の地域福祉団体の皆さまが今後の活動をどのように進めていくかを検討する中で、この助成事業を活用していただければと考えておるところでございます。5点目でございます。本来の目的とは異なる利用を防ぐための考え方についてのお尋ねでございます。このたびの助成金は、事業を実施する前の交付申請時に、事業内容や行き先等を記載した申請書を提出をさせていただくことになっております。本来の助成金の目的に沿った活動であるか、記載内容を審査し、助成を決定することで、適正な助成事業となるように進めてまいりたいと考えております。また町が行う補助事業や助成金につきましては、町が定期的な見直しを行っておるところでございます。今回事業実施を考えております地域福

社団体等バス借上げ助成事業、これにつきましても、制度の内容を精査し、時代に沿った有効な助成の在り方として検討してまいります。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは再質問の方に入らせていただきます。限られた時間ですので、答弁は要点を押さえて簡潔にお願いしたいというふうに思います。まず、今回のこの制度の内容、これが議員全員協議会で質疑もありましたけれども、説明を議員の方は受けました。ところがこれを住民の方にお知らせするとなると、多分広報ながよの4月号までなかなかこの情報がいかないのかなというふうに考えておりますので、できましたら簡単で結構ですので、改めてその制度の目的、団体の範囲、そして助成内容で、おおよその予算規模、そういうものを具体的にお示しください。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず制度の目的でございますが、町内の地域福祉団体等が貸し切りバスを借り上げる費用に対しまして、予算の範囲内ではございますが助成金を交付するものとしたしまして、これをもって地域福祉の振興および地域貢献の活動の促進を図ることを目的というふうにしております。利用できる対象団体といたしましては、長与町内の地域福祉団体となっておりますが、具体的には、自治会、地域コミュニティ、老人クラブ、民生委員児童委員協議会、障害者福祉団体、サロン、それからその他福祉活動を行う団体であって町長が特に必要であると認めるものというところを、要綱の方で規定をさせていただいているところでございます。助成の内容といたしましては、年1回限り5万円を上限、予算といたしましては年500万円を予定をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ありがとうございます。では今説明を頂いた制度内容について、丁寧にちょっと質問させていただきたいと思います。今回のこの制度ですけれども、総合計画上の目標達成において、本制度はどの程度の政策効果を担うというふうに見込んでいらっしゃるのか。定量的、定性的にどのように整理しているのかお示しを頂きたい。数値、データで説明できるもの、そして効果、質など、価値が評価されるもの、そういうものがあると思うんですけれども、そちらの方をお答えください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

第10次総合計画の中で、多様な協働の環境づくりにおける地域活動で活動する団体への活動支援、あとは総合ネットワーク、こちらの方の構築にも役立っていると思っております。また、高齢者福祉の充実における生きがいづくりですね。それから、地域福祉の充実における地域で支え合う体制づくりや、地域福祉推進体制の整備、それから障害者福祉の充実、こちらは障害者の方の社会参加、こちらの方の指標といたしまして、地域福祉団体のさまざまな活動施策、具体的にこの助成金とか福祉バスというのはありませんけれども、活動施策に関する支援制度として位置付けているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

端的に聞きますけれども、これまで福祉バスの役割の評価ということについて、利用実績ということだけではなく、その活動の継続率とか、そういうものを加味した上で、今回の制度設計につながったということで理解してよろしいでしょうか。

○町長（吉田慎一君）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

おっしゃるとおりでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今回の制度は縮小ではなく持続可能性を高めるための再設計というふうに理解しておりますけれども、町の基本的な考えというのは、町長の答弁でもございましたけれども、改めて付け加える部分があれば、再度お答えをお聞かせ願いたいと思います。なぜこれを聞くかという、社協が廃止を判断する前に、町とのどういうふうな協議があったのかというのをまず知りたいのと、運行形態の見直し、大体同等のものというふうに町長の答弁ではありましたけれども、その中でどういう経緯の中で今回の制度設計に至ったかというところまでの経緯も併せてお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃいますとおり町の新規事業ではございますが、縮小という考えではなく、これまでの取り組みを踏まえて地域福祉団体の町ができる支援ということで検討させていただきました。これまで社協との間にも、令和5年1月頃から先ほどの答弁でもありましたように中型バスの廃止の後、福祉バスの継続についてのご相談もあり、町といたしましては福祉バスの継続をお願いをする上で、マイクロバスの維持費等についても町が負担をしてきたところでございます。今回の廃止につきましても、廃止の前に町

の方からバスの購入も含めまして協議を行ったところでございますが、廃止というような決定をされたところでございます。それを受けまして、運行につきましては、マイクロバスの運行を、町としてマイクロバスの購入とかですね、人件費等も検討いたしたところでございますけれども、助成金ということで幅広に使っていただけるような助成内容としたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そうですね、町として福祉バス存続の可能性とか、関与の強化についてということで、改めて、元に戻るような話ですけども、聞きたいんですが、基本一番最初にこの福祉バスの質問をさせていただいた時に、町直営のバスの運行ということも視野に調査してきた経緯があります、個人的に。そういうことにはならず、今回レンタルっていうか、貸し切りバスの分を補助するという形になったわけですけども、実際にこの完全に社協が廃止する以前からこの話は出てたと思うんですが、その早い段階でもっと強い補助制度とか、関与とかそういうもので存続するということはできなかったのか。なぜこれを言うかという、今回の制度内容というのが、やはり福祉バスと同等と言われても、やっぱり対象にならないとかいろんな問題点もあつたりするので、そこを数年前にさかのぼってそういうお答えができるものがあれば、それでも一生懸命したけれどもこういう結果になりましたというのであればそれで結構ですので、お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

令和5年1月に社協から福祉バスの撤退ということで、中型バス、マイクロバス維持費がかかるということでご相談を受けたところでございます。その後、バスの新規購入というところでの費用の負担、これも補助金でございまして、費用の負担も行って福祉バスの継続をお願いしたところでございます。理由につきましては、やはり利用される皆さまの利用形態というのがもう福祉バスの方で一つ構築をされていたところがございますことと、あとどうしても町の方ですとなりますと、利用される時の、例えば福祉バスがどこかに停まるとか、どこを寄ってとかそういうふうな融通の利いたというか、そういうふうな計画も少しきちんとした計画を立てていただくとか、そういうところが出てくるところもございまして、福祉バスの方の継続を願ってお願いをしたところでございますが、どうしても社協が難しいというような判断をされたところでございます。町といたしましても、福祉バスの代わりにするバスの購入というのも予算の見積もりを取りまして、計画をさせていただいたところでございますが、バスを購入しました際の運転手の確保、またはバスを購入しますとその後のメンテナンス、または10年後20年後先のバスの購入っていうような新たな今度は事情が出てまいります。そういうのを

総合的に判断した時に、助成金の方が良いのではないかというような判断となりました。また、この助成金であれば、今まで福祉バスはマイクロバスでしかありませんでしたけれども、そもそも元々あった中型バス、こちらを利用されてた団体につきましても、中型バスのご利用がいただけるというような、少し拡充といいますか、幅広に利用がいただけるのではないかということで、バスの借上料に対しての一部の助成っていうふうに構築をさせていただいたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

この福祉バスのこの制度というのが、やはり町の方も重要ということでこういう制度設計になったというふうに思います。将来の地域力、そういうものの維持という観点から評価したものというふうに捉えておりますけれども、令和6年度、年間約480万円の規模の政策経費が出てるわけですね。約300万円の運転手の報酬とそれと経費もろもろで480万円の町からの持ち出しがあったということで聞きました。で、この福祉バスの廃止によって、高齢者の社会参加の減少、そういうリスクがあったと思うんですけども、この制度によってその活動総量が維持されるというお考えの下でのこの制度設計でしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

今までの老人クラブ、あとサロンの活動、主に地域外へのお出かけ、絆を深める活動への参加の機会っていうのが減ることで、人と関わる時間減少などから心身に影響が出ることっていうのは考えられることだということは、町としても承知をしているところでございます。高齢者の健康づくりにリスクがあるというふうに、こちらの方としても考えているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ありがとうございます。この制度設計に当たって、今回おおよそ5つ、自治会ですか、コミュニティーんぬんサロンまで、この5つの団体を資料の中で示されました。今日はそのお答えに、資料にプラス、町長が認めるところみたいな、そういうご説明があったと思いますけれども、今回のこの制度設計に当たってこの団体のことですが、コロナ前後の利用実態とかやっぱり団体構成の変化をどのように分析して、本制度の団体を整理したのかっていうところはどうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

このたび制度設計をする段階で、社会福祉協議会から平成30年度の登録団体のリストを頂いております。このリストに沿って、どういう団体が使われてたんだな、コロナ前に利用されてたところがどこだっていうことは確認をさせていただいたところがございます。そのリストの中から、今回は地域福祉団体等がというふうに位置付けさせていただいております。福祉団体の方で利用があったところにつきましては、今回の方もこの6の「その他福祉活動を行う団体であって町長が特に必要であると認めるもの」の方に含ませていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

先ほど町長答弁の中で、仲間づくりに、そういうものの向上を図るといようなものがあつたかというふうに思います。で、これどうですかね、この団体を限定をされているということなんですけれども、目的には地域のつながり、親睦の促進というのを挙げられているかというふうに思いますけれども、今年度は対象団体を福祉関係に限定するという説明もございました。これまで利用してきた団体のうち、例えば自分が関係している団体となると、例えば保護司会だったり、個人的にされてた地理歴史の講座みたいな、そういう団体だったりというのがありましたけれども、コロナ禍前は確かに福祉バスを使って活動しておりました。けれども、今回の福祉バスは福祉関係だけだから、保護司会はそれに関係するけれども、例えばその個人でやっている地理歴史の講座のメンバーは対象にならないというふうに聞いたんですけど、この区分の基準っていうのは一体何ですかね。今までのものをやっぱり福祉だけに特化した制度にしたところの意図はどういうものなのか、お知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町といたしましては、地域福祉団体ですね、先ほど申し上げております5つの団体とその他地域福祉活動を行う団体に限定をさせていただいているところがございます。町といたしましてはこちらの団体の活動が止まることによって、町としても地域の振興とか、あとは地域貢献活動の促進というのにつきまして、活動が止まってしまうのではないかという懸念点がございまして、そちらの方をさせていただいているところがございます。また、先ほど言われました地理歴史の団体の部分につきましては、社会教育団体というところでこちらの方で区分分けをさせていただいております。そちらにつきましては今回の助成では対象外というふうな判断をさせていただいているところです。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

そこなんですよね、本制度というのは地域づくりやコミュニティ形成を支える政策ということで掲げられたというふうに理解はしておりますけれども、福祉か否かというところで線引きをするっていうこと自体が、この目的と整合しているのかなっていうところにちょっと一つ疑問があります。それと本制度を福祉施策として位置付けるのか、それとも地域の活動を支援する政策として位置付けるのか、ここを明確にお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

地域福祉活動の支援として位置付けております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

しつこいようですけれども、やはりこれまでの福祉バスを使って活動されてた範囲というのが幅広かったというのは、社協の今までの実績、コロナ前、このコロナ後の実績を見られて、その団体名というのはおおよそお分かりだというふうに思うんですね。このコミュニティの形成を支える政策であるならば、活動分野ではなくてやはり地域への貢献度、住民参加の広がりとか、そういうことを基準にすべきではなかったのかなと思いますけれども、この対象範囲について再検討する余地というか、そういうものはないのか。この8年度というのが、まず500万円の予算で様子を見ながら9年度正式にその額を決定していく、内容をもう少しこう詰めていくっていう説明もあったかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町長答弁でもございましたように、町の助成金っていうのは定期的な見直しをしているところでございます。先ほど議員がおっしゃられましたように8年度は新年度でございまして、町といたしましても地域福祉活動の観点から助成の事業の構築をさせていただいております。今後ですね、利用された方からのご意見とかご要望とかもお聞きしながら、そこについては定期的な見直しっていうのをさせていただこうとは思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

私、なんか間違えましたね。今年度ではなく8年度からの9年度っていうことを言いたかったんですけど、すいません。ではですね、対象範囲ということで今お聞きしまし

た。今度、次にマイクロバス、中型、大型問わず5万円の助成があるということで説明をされましたけれども、マイクロだったら人数が27人ぐらいと限られているので、今まではお断りをしてきました。だから、今回この自由度が増したので、これを中型にして40人乗れるようになったら、中型を借りてその差額を払うということになるんですけども、これどうなんですかね、全てを5万円ってということではなく、中型が使える場合、そして大型が使える場合って差をつけることもできるんじゃないかなと思うんですけども、こちらの検討も併せて8年度に様子を見た上で再度再検討ってということが可能でしょうか。っていうか、使いやすい制度でなければ、活用しなければ、制度もあってないようなものだと思うので、今はいろんな意見をいろんなところからお聞きするかと思いますけれども、それを全部聞いて、その制度に落とし込めということではないですけども、そういうところの不具合というのも、1,000円だったら出せるけど2,000円は出せないという人も中に確かにいるんですよ。そういうことを考えた場合の負担っていうのをどのように見るか、っていうのはちょっとこれ全て助成なので、無理も言えないんでしょうけれども、そちらの考えをちょっとお聞かせ願えたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

この助成金を構築するに当たりまして、他団体の助成等も研究の材料としてさせていただきました。団体等によっては、議員がおっしゃられますようにバスの種類、もしくは上限額を少し段階的に持ったりとかっていうところもございました。ただ、今回ですね、社協が福祉バスを止められた時に使われていた団体の方にアンケートを取られておりました、代替案があれば作ってほしいということや、あとは少し手出しがあってもそういうふうな助成が欲しいというようなお話もございました。今回構築をするに当たって、マイクロバスの利用をしていたっていうのが前提でございましたので、マイクロバスの利用っていうのを基本に5万円というような設定をさせていただいております。今後、先ほども申し上げましたとおり、いろいろな利用のご要望というのが出てくるかと思えます。8年度にして9年度にすぐっていうのは、予算とかいろいろな他の関連事業との関連等もございましたので限定はできませんけれども、検討の方はさせていただこうと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

手元に平成27年度の実績報告書というのをちょっと入手することができまして、もう大分前ですけど、これはもちろんコロナの前ですよ。その時に、もちろん民児協とか役場、そして社協関係も含まれた中ですけども、マイクロバスが町内外問わず10

9件の利用がありました。そして中型バスも105件あったということで、ここから社協とか役場関係を引くと数はもうちょっと減るんでしょうけれども、それなりに中型バスの利用もあってたというところの、そういうことではないかなというふうに理解しておりますので、今度のですね、コロナもある程度明けて、実際にこの助成のある制度を皆さんが使うようになった時に、その状況を見て再検討ですね、9年度に向けた検討というのをどこかで検証しないといけないと思うので、そこで改めて考えていただけたらなというふうに考えております。それと、これは全協の中でもちょっと質問があったんですけども、今回負担増になるのではないかとということで、今は5万円、これで中型を借りたらプラスの3万円ぐらいになりますよね。この3万円が自治会とかコミュニティ、サロンなんかの負担額になるということ。で、今は3万円で済むかもしれないんですけど、やはり物価高騰による運賃上昇ですとか、2024問題とかそういうものが絡んできたら、自己負担額っていうものが活動抑制につながる可能性があるんじゃないかなと思うんですが、そちらは何か検証されたでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

物価高騰であるとか、あとは大型バス等の運輸業についての時間外の規制とかそういうのがございまして、人件費等が高騰するというようなニュースの方でも確認をさせていただいております。こちらにつきましても、助成金の限度額等ですね、こちらの方の在り方等も確認をしながら検討はさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

改めてよろしく申し上げます。今回の制度を固定的に運用するのではなく、社会情勢の変化に応じて、その実績に即した補助水準を見直すということが不可欠というふうに考えております。町はこの制度を検証前提の仕組みとして設計をしているのか、それとも一定期間は見直しを想定していないかというのをやはり明確にお答えしていただきたいと思うんですが、8年度に検証をするとしたら、9年度の予算を考える12月冬の時期になると思うんですけど、そこはしっかりと検証していただくということで、補助金を使うものなのでしっかりと精査をしますということでしたけれども、ここは改めてその使用実態に合わせて見直しをしていただけるということで、お答えをここで頂きたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

議員がおっしゃられますとおり9年度の予算編成っていうのが今度秋になってまいり

ます。8年度の利用をされた方につきましては、アンケート等を実施をいたしまして、どのような利用なのか、何に使ったのか、どんなものなのかというアンケートを取らせていただきます。9年度に助成内容の変更っていうのをするかどうかっていうのは申し上げにくいところではございますが、8年度に利用された方からのアンケートを取って、検証をさせていただこうと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

アンケートを取るということで。この検証内容なんですけれども、それは所管の方がしっかりと考えられることだというふうに思いますけれども、その成果の定義というのが参加人数やその回数、そういうものだけではなくて、活動の広がりとか新規の団体の参入というのも考えられます。そういうものも含めて、やはり地域間交流、そういうこととか、総合的に評価をした上でアンケートの内容を設定するというお考えはありますでしょうか。っていうか、まだ、もしかしてとかね、したらばみたいな、そんなちょっと質問で申し訳ないんですけれども、これが確定する次年度、そういうものにつながっていくと思うので確認だけさせていただきます。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

ご提案ありがとうございます。今後ですね、アンケートを作成する時には、先ほどの新規参入等ですね、そちらの方も含めて検討をさせていただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

それでは制度内容というか、交付決定までの内容を具体的にお聞きしますけれども、交付の決定までが、まず申請があって、それから報告、そして助成というこの3つの、およそ3つの段階になるかと思うんですけれども、申請が困難な団体、そうないかもしれないんですけど、やはり高齢者団体というのはまず貸し切りバスを借りて、そしてそれを申請書に書いて、中身はどういうふうな申請内容かはちょっとまだ手元にないので分かりませんが、そしてそれを実施します。そしたらこれに対する報告がある。この報告内容というのが具体的に書くものなのか、それともおよそ何時から何時まではこういう目的で使いました程度でいいものなのか。それから補助金が入ってくるまでの期間っていうのがどのくらいなのか、その辺りはもう設計されてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

まず申請の手順というのは先ほど議員がおっしゃられたとおりでございまして、交付申請の方をまず行っていただく時に、バスの借上料の見積もりと行程が分かる、行程表が書いてある見積もりでも結構ですし、行程を書いていただくような形で付けていただくこととなります。また実績につきましても、バスの借上料が分かる請求書かもしくは領収書の写しを付けていただく。あと行程内容ですね、どういうふうにしましたというものを付けていただいての実績報告というところになるかと思えます。で、今回につきましてはアンケートも一緒に出していただければというようなところでございます。あと助成金が出るまでの期間でございしますが、事業実施の30日前までに申請書を出していただくようになっております。30日という少し申請してから決定までの時間っていうのが余裕を取らせていただいておりますが、申請がありましたら交付決定をさせていただきます。その後、実績を出していただいた後、うちの方から助成金の交付ということになります。早急に事務の方させていただいて、助成金の支出をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

今の高齢者の方ですとか、なかなかこういう手続きが苦手な方っていうことで、一応流れというものをお聞きしたんですけども、これが逆に若い世代の方、子ども会ですとか、そういう団体の方が使われるっていう場合、今度は逆に、今電子申請がいろんな施設を借りるとかそういう時でも使いますよね。となれば、今回のこの制度に関しても、電子申請が可能であれば利便性が高まるというふうに考えるんですけども、この導入について検討はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

電子申請につきましても、現在の情報政策課の方と協議をしております、ホームページから、もしくはLINEを通じての申請ができないかということで検討しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

これはもうぜひ進めていただきたいなと思っております。で、そうですね、交付の申請をして交付決定がなされるっていうこの期間ですね、30日前までということなんですけれども、これ自治会とか老人会もそうです、サロンでもそうです、1年間の予算立てである程度スケジュールを年間決めますよね。例えばこういう目的で行くことで福祉バスを使うというふうにしてた場合も、申請はしたものの、この内容では認められま

せんよってというのは、事前におおよそ分かっての方が年間計画というのは立てやすいかなというふうに思うんですけども、言えば、これは絶対駄目っていうのがありますか。ちょっと聞き方が変なんですけど、これはもしかしたら交付の理由にはならないかもってというようなことが、今までのいろんな、福祉バスは社協の事業ですので、どういうふうな団体がどういう目的で使われてたかは分からないんですけども、そういう事例が思い当たることがあればお知らせください。そうしないと、計画して交付決定のために申請をしたら駄目だったっていうのではちょっとなかなか使い勝手が悪いかなと思うので、お答えできる範囲で結構です。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在具体的にどういう活動が駄目ですっていうようなところが私のところで整理ができてないんですが、先ほど申しあげました助成の対象事業、町長が答弁で申しあげました地域福祉に関する事業、あとは健康保持を図り生きがいを高める事業、地域の絆を深め仲間意識を高揚する事業、こちらの方に該当すれば対象事業というふうになるのではないかと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

すいません、何か思いついたことはすぐ聞きたがって。次に団体なんですけれども、いろんな団体があります。普通の施設を借りる時って、町内にいらっしゃる方が大体何割とか、町外の方が半分以上いたら町民価格では借りれませんとか、小さなことですけどそういうふうな縛りもあつたりもするんですけども、これに関してのそういう確認っていうのは行われるんですか。おおよそ町内の団体ですので、住民の方がほぼだと思っんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

町内で活動されている地域福祉団体というふうな区分けはさせていただいております。その中で何パーセント町民の方がというような設定はしておりません。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

ありがとうございます。縷々質問したわけですけども、福祉バスは単なる移動手段、もう冒頭にも言ったかもしれないんですけど、そういうものではなく、地域づくり、健康づくり、そして顔の見える関係を支える仕組みだったというふうに思っております。

し、今回の制度設計はもう本当ありがたいものの一つというか、今後の活動をしっかりと支えるものになるのではないかというふうに思います。で、本制度を地域を支える政策として明確に位置付けているということでもいいと思ってる、福祉に特化したというふうにお答えがありましたけれども、ある程度その地域のつながりというのは、福祉の中で完結できるものっていうことであろうかと思しますので、そしてその廃止後も長与町の活動を決して後退させないという意思を、すいません、ここ町長のご自身の言葉でお示ししていただきたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

いろいろお尋ねをしていただいて、そしてまた言及していただいて本当ありがとうございます。本当に私も福祉バスは大事だと思ってるんです。社会福祉協議会と私もお話ししましたし、ただ時代とともにやっぱいろんな形が変わってくると思うんですね。今までは車をずっと愛好した方も、自分で購入するよりもレンタルに変えた方がいいんじゃないかとか、その時代によって変わってきますし、運転士不足というのも新たな時代の表現でもありますし、そういったものを含めまして、時代とともに変わっていくものについて、我々も対応しながらやっていきたいと。今金子議員がご心配になってる部分についても時代とともに変わっていくことですので、これはこれについて我々も一生懸命それに精査しながら、福祉バスを運行して、多くの方々がそのバスを通して交流を図ると、そして町の活性化につなげていただくということが町にとっても非常に大事なことです。ここは町もしっかりとですね、今議員が言われたような形の事を見定めながら、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

金子議員。

○11番（金子恵議員）

これまでですね、令和5年から8年3月ですか、これまで福祉バスを町の事業として引き継いでほしいという思いで、繰り返し質問をしてみました。福祉バスは単なるその移動手段ではないということ、地域の方々が顔を合わせて語り合い、つながりを育んできた一つのきっかけでもあるというふうに考えております。この制度の形というのは少し変わりますけれども同等ではない、やっぱり使い勝手が悪いというところもこれから多分出てくるんじゃないかと思うんです。地域の中で人が集うこと、そして活動し支え合うその営みそのものの価値は変わるものではないというふうに思います。今回創設されるこの制度が、そういう地域の力をやはり支える仕組みとして機能するかどうか、これは令和8年度にしっかり1年間様子を見ていきたいなというふうに思っております。制度を作って終わりではないということ、これからがやっぱり大事ということだというふうに思いますので、この地域活動が後退することがないように、必要に応じた見直しと

か改善を重ねながら、責任を持って取り組んでいただくことを求めて、私の質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで金子恵議員の一般質問を終わります。

場内の時計で14時10分まで休憩します。

（休憩 14時02分～14時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き、会議を再開し一般質問を行います。

通告順4、下町純子議員の①子育て世代への支援について、②ホンテラッセ長与の移転スケジュールについての質問を同時に許します。

1番下町純子議員。

○1番（下町純子議員）

本日、午後2番目の質問となります。どうぞよろしくお願いいたします。私は、子育て世代への支援についてとホンテラッセ長与の移転スケジュールについてを質問いたします。まず、①子育て世代への支援について。1月末に総務厚生常任委員会で、少子化対策についての視察に行きました。視察先の岡山県奈義町の子育て支援の対策は本町でも参考にし、取り入れられるものがあると思います。少子化対策は、子育て世代だけの問題ではありません。子育て世代が減少すると今現在当たり前だと思っている生活に必要な施設や機能の維持が難しくなります。奈義町では、少子化対策は、子育て世代だけでなく最大の高齢者福祉であるという意識を持って政策を進めています。本町にお住まいの方たちが長与に住んでよかったと思えるためにも、他の自治体の取り組みについて本町でもできそうなことは、取り入れてみてはいかがでしょうか。（1）本町では、どのような子育て支援を行っていますか。（2）産前産後のケアとして、どのような支援がありますか。（3）奈義町は使わなくなった保育園の建物を再利用し、奈義チャイルドホームという施設を造り、子育て世代に交流の場を提供しています。本町も図書館移転後の建物を交流の場として利用できないでしょうか。（4）奈義町では、子育てしながらあるいは子ども連れでも働きたいという人と、常勤で雇用するほどではないが、ちょっとした仕事を任せたい事業者、または、困ったときにちょっとだけ手伝ってほしいと思っている個人事業主をつなぐ仕組みをつくっています。子育て世代支援の一環として地域内の需要と供給をうまくつなげることができないでしょうか。

②ホンテラッセ長与の移転スケジュールについて。去る1月18日に行われたホンテラッセ長与の建設途中の現場見学会に私も参加いたしました。定員60名の募集に対して150名ほどの応募があり、図書館に対する町民の関心の高さがうかがえました。建物からの景色もよく、ホンテラッセ長与は、本町の新しいランドマークになるものと期待できます。そこで開館までの準備について、幾つかお尋ねしたいと思います。（1）本年10月にホンテラッセ長与の建物が完成した後、図書館の本や備品の移転はどのよ

うなスケジュールで行われるのでしょうか。（２）移転に伴う図書館の休館は、どのくらいの期間になりますでしょうか。（３）職員の採用や配置は、どのようになりますか。（４）選書については、どのように行う予定でしょうか。以上をお尋ねいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは下町議員のご質問にお答えをいたします。なお、２番目のご質問につきましては、所管をしております教育委員会からの回答とさせていただきます。私からは１番目の子育て世代への支援について、１点目の子育ての支援についてということでのお尋ねでございます。本町では、国のこども未来戦略に基づきまして、妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援を実施をしておりますところでございます。主な支援施策は、経済的支援としての保育料の一部無償化、児童手当、妊婦のための支援給付金、保育所等の副食費の一部助成の他、インフルエンザワクチン接種費用につきましては、未就学児の完全無償化、小中学生につきましては、一部助成を行っておりますところでございます。次に、相談支援体制といたしましては、こども家庭センターでは、ワンストップ総合相談窓口として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施をしております。その中でも、伴走型相談支援といたしまして、妊娠届出時、妊娠８カ月頃の合計２回でございますけれども、保健師による面談を実施をしております。出産や育児等の見通しを立てやすくする支援を行っておりますところでございます。その他にも貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児などへの支援強化、ファミリーサポートセンター事業の充実、育児用品無料レンタル事業などに取り組んでおりまして、妊娠、出産、子育てに関する総合的な支援を推進をしておりますところでございます。２点目でございます。産前産後のケアの支援についてのお尋ねでございます。産前の支援につきましては、妊婦健診の助成、多胎妊婦の健診費用に関する助成の他、全ての妊娠に対し、母子手帳交付時の面談、妊娠８カ月時のアンケートを行い、妊娠、出産に対する不安を傾聴し、それぞれの背景や状況に合わせまして今後の見通しを伝えたり、必要な支援につなげることで、安心して妊娠、出産できるよう努めておりますところでございます。産後ケアにつきましては、出産後１年未満の母子に対しまして、助産師等の専門職が心身のケアや育児のサポート等のきめ細かな支援を行っておりますところでございます。現在はショートステイとデイケアを行っておりますが、令和８年度より助産師が直接自宅を訪問して、指導やケアを行う訪問型を新たに実施をいたしております。これによりまして外出が困難な方でも安心して子育てができるような支援体制、こういったものを充実をさせたいと考えております。併せまして、県内の医療機関や助産院でも広く利用を可能とする他、利便性向上のため利用者と実施機関とで直接予約ができる産後ケアアプリの導入や利用回数のさらなる見直しにつきましても、検討を進めているところでございます。また、出産後３カ月、７カ月時には、母子保健推進員による訪問等も行っております。

3番目でございます。子育て世代の交流の場の提供についてのお尋ねでございます。本町では、高田地区にある子育て支援センターおひさまひろばと各小学校区5カ所にある児童館の計6カ所で、子育て支援センターを運営をしているところでございます。また、令和9年度開館予定の複合施設内に親子の遊び場を設けるようにしております。今後ともさらなる子育て世代の交流の場の提供につきまして研究をしてみたいと、そのように考えております。

4番目、子育てしながら働きたいという人と事業所等をつなぐ仕組みについてのお尋ねでございます。本町が、令和6年度に行いました子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査結果では、母親の就労状況は、フルタイムまたはパート、アルバイト等で働いている方がおおよそ8割になっておりまして、保育園等や放課後児童クラブの利用のニーズが高いところを見ますと、ご提案いただいた事業に本町で実施することは少し難しいのではないかと、そのように考えておるところでございます。私の方からは、以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、ホンテラッセ長与の移転スケジュールについての1点目、図書館の移転スケジュールについてのご質問にお答えいたします。ホンテラッセ長与につきましては、本年10月30日に工事完了を予定しており、建物完成後、速やかに図書館の蔵書および備品の移転作業に着手いたします。現在の計画では、令和8年9月末から現在の図書館を全面的に休館し、移転準備を進め、新施設引き渡し後の11月初旬から蔵書および一部の備品の移転を行い、令和8年12月末までに完了する予定となっております。その後は、書架の整理、システム移行に伴う動作確認、来館者への動線確認等、新施設への順応作業期間になるものと考えております。2点目、移転に伴う現図書館の休館期間についてのご質問にお答えいたします。現図書館は、令和8年9月末から令和9年3月末までのおおよそ半年間の休館を予定しております。長期の休館となり、利用者の皆さまには大変ご不便をおかけすることとなりますが、令和9年4月の新施設開館時に、より充実した図書館サービスを提供できるよう万全の準備を進めてまいります。3点目、図書館職員についてのご質問にお答えいたします。図書館職員につきましては、現図書館での知見を活かすため、引き続き長与町公共施設等管理公社へ委託する予定でございます。新図書館では、開館時間の延長等を予定しておりますので、運営に必要な人材の確保や業務の標準化など、管理公社と協議を進めております。4点目、本の選書についてのご質問にお答えいたします。新図書館における蔵書につきましては、収蔵可能な冊数約10万冊、開館時には約8万冊を目標としております。選書に当たりましては、これまでの図書館における利用傾向や新図書館の基本理念を踏まえ、図書館の自由に関する宣言も参考にし、司書とともに蔵書の充実に努めてまいります。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。まず、子育て世代への支援についてをお尋ねいたします。本町では、いろいろと子育て支援が充実しているようですので、町長の答弁と重なるところもあると思いますけれども、いま一度、所管課から答弁をお願いしたいと思います。視察に行きました奈義町は、人口5,400人ほどの小さな自治体ですが出産前を含めて子どもが生まれてから大学を卒業するまで、切れ目のない支援を行っています。まず、視察に行った奈義町では、国や県からの出産祝い金の他にも町の方から10万円を支給していましたが、本町はいかがでしょう。

○議長（安藤克彦議員）

村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほどの出産祝い金につきましては、町独自での出産祝い金はありませんが、国の方の事業を活用しており、妊婦のための支援給付金として、給付をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今現在は、国の支援の事業ということですね。これ今後、町からの出産祝い金を考えているような計画はないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

現在、町独自での出産祝い金につきましては、今はまだ考えておりませんが、近隣の状況等を考えながら研究してまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

奈義町もそうなんですけれども、高校生までの医療費を無料にしている市町がありますが、本町はどうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

高校生までの医療費につきましては、現在、乳幼児・子ども福祉医療助成として行っております。ただ、一定の自己負担額ですね。1医療機関につき1日上限800円。一

月上限1,600円。調剤薬局は、自己負担がないということで、診療を受けられる制度になっております。乳幼児から中学生までは現物給付ですね。それから高校生、また、現物給付が受けられない場合には、償還払いとして医療費の助成をしております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

1医院につき800円ということですが、その医院で800円をその場で払うということですか。それとも自己負担の分を払っておいて、後から800円を除いた金額が振り込まれるなりなんなり、そういうことなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

中学生までは、1医療機関当たり1日につき800円を窓口の方で負担していただくようになります。ただ、高校生ですとか、別の町外、今、現物給付ができるのが、長崎市と時津町、長与町、西海市、こちらの方になっておりますけれども、これ以外の医療機関で受診された方につきましては、いったん窓口の方で自己負担をしていただきまして、こちらの方、1日当たりの自己負担分を引いた残りを後ほどお返りする償還払いの制度を活用しております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

予防接種の助成はされておりますでしょうか。今インフルエンザということを確認したと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

通常、定期接種で決められてる分につきましては、無料の方で接種をしていただいております。任意接種の中では、本町では、インフルエンザの乳幼児から小中学生までのインフルエンザの一部助成等を行っているところでございます。助成の金額なんですけれども、乳幼児につきましては、通常のインフルエンザワクチンと経鼻、鼻の方に噴射するワクチン、両方とも無償になっております。小中学生につきましては、小学生がですね。1回当たり1,200円の自己負担、それから経鼻の方が1回当たり2,400円の自己負担。中学生の方が、1回当たり普通のインフルエンザワクチンが1,200円、それから経鼻の方が5,700円の負担となっております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今後、助成する予防接種の種類を増やすという考えはないですか。例えば、おたふく風邪だとか、そういうのはないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

おたふくかぜの助成につきましては、今のところは考えておりませんが、近隣を見ながら研究してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

次に、不妊治療についてお尋ねいたします。現在は、多くの不妊治療が公的保険の対象となり、自己負担が軽減されています。奈義町では、特定不妊治療を受けた方に県の助成を引いた額の2分の1以内で、年額20万円限度で助成しておりました。長崎県は、治療終了時点で、夫婦のどちらかが県内在住であることや、また、妻の年齢に制限があることなど条件はありますが、一定の助成をしているそうです。本町は、不妊治療に対して何らかの支援がありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

不妊治療につきましては、本町独自の助成というものは行っておりませんので、長崎県が行っております不妊治療費の助成の方をご案内しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

今後、町独自の助成の計画というのは、ないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

こちらの助成につきましても、現在、導入するということは考えておりませんが、近隣の方を確認しながら研究してまいりたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

次に、病児保育についてお尋ねいたします。病児保育は、両親ともに仕事を休むことができず、周りに子どもを預かってくれる人がいない場合に、病院で病気の子どもの預

かる仕組みとなっています。今後、両親ともにフルタイムの仕事を持つ家庭は増えていくものと考えられます。病児保育の需要も増えていくのではないのでしょうか。病児保育は、子育て世代には必要な制度ですが、看護師や保育士不足の問題があり、また、利用者が少ない日は、赤字になることもあって、一般的に経営が難しいと聞いています。本町には、病児保育をしている医院が一つありますが、お辞めになるという話を聞きました。そうであれば長与町の保護者は、時津町か長崎市の医院に行くことになります。町内での病児保育が継続できるような対策を何か考えておられますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

議員のおっしゃるとおり今、長与町でしてる病児保育につきましては、今年の令和8年3月24日で閉鎖することが決まっております。今後も利用者の方の声っていうのは、どんどん増えてくるとは思うんですけども、まずはですね、なくなってしまうというところを解消できるように、今、関係機関の方と協議を進めているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

本年の3月24日で閉鎖ということで、長与町には総合病院がありますよね。そこに小児科があると思うんですけども、そちらの方と交渉とかされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○1番（下町純子議員）

おっしゃるように長与町には、小児科がある総合病院がございます。そちらの方とも開設ができないかということで、協議をさせていただいてるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

本町の保護者が長崎市の医院に子どもを預ける場合には、まず、長崎市民が優先というハードルがあります。そして、保育料がちょっと私もこれ聞いた話なんですけれども、長与・時津の保育料の倍の料金になるということを聞きましたが、そのようになっているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

現在、長与町、時津町の方はですね。こちらの方が委託をして運営をさせていただいておりますので、一定の金額、他の所と比べると安価な金額になっていると思います。た

だ、本町の病児保育につきましても仮に長崎市の方が利用される場合には、別途料金の方を設定してあります。こちらの方も長崎市も同じだと思うんですけども、そういった形で運営はされておりますので、利用料につきましては、個々の病児保育の方で設定がされてるかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

子育て世代の方たちは、実家が県外という方だとか、なかなか仕事を休めない方がいると思います。今後、病児保育の需要は、ますます高くなると思われまますので、まずは町内で病児保育が再開できるような対策をぜひお願いしたいと思えます。

次に、産前産後のケアのことをお尋ねいたします。すいません。また町長答弁とかぶるかもしれませんが、よろしくお願ひします。保健師による手帳交付の面談などを行っていると思えますが、妊娠中の方に対して具体的にどのような支援を行っていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

先ほど町長答弁でもありましたけれども、まず母子手帳を交付するときにですね、母子手帳の交付と、それと後は長与町の方でこのような支援が受けられますよというご案内ですとか、また、そういったときに妊娠等で不安等がある場合には、お話を聞いたりというふうな形で産前の方をずっとその後も8カ月で訪問をしたり、その間ずっとご相談に乗るような形で不安がない出産ができるように支援をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

視察に行きました奈義町は、出産や育児に関する情報をプッシュ型で配信し、健康情報や各種イベントなどの情報を妊婦と共有しているそうです。また、妊娠中の過ごし方、出産や育児について専門家に学べる機会も提供していますが、本町はどのような支援がされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

こちらの方も同じように8カ月ぐらいのときには、いろんなパパママ学級といいまして、沐浴とかですね。離乳食とか、いろいろな出産前の準備の方をご説明させていただく講座を開設したりとか、あとは保健師等による訪問をして随時長与町でできるサービスを繰り返しお知らせをしながら、不安を取り除くってというようなものを行っている

ころです。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

出産後の母子の状況把握のために、本町ではどのようなことをされてますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

出産後につきましては、まず出生届の手続きのときにですね、こちらの方のこども政策課の方にも親御さんの方が来ていただきます。その間、出産後に何か問題がなかったか。不安なところがないかというお話を聞かせていただいております。また産婦健診、お子さんの1カ月児健診ですね、こういうものを行っております。また、産後ケア事業としましては、産後1年未満の母子を対象にしてショートステイ、デイケアで助産師等が授乳指導とか、保健指導、お母さんの療養上のお世話、心理的ケア、カウンセリング等を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

奈義町では、就園前の子どもがいる方で、簡単な家事などの支援を希望される方に有料で産後ヘルパーが訪問するシステムを設けています。これは家事ですね。設けています。本町は、どのような支援がありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

おっしゃるようになりますね、お母さまも大変産後ですね、体もお疲れになっている方もいらっしゃると思うんです。そういったヘルパーの活用というのは、大変大事なものだとは思っておりますけれども、今本町におきましては、そういったサービスの方の提供はございません。今後ですね、また、近隣等々を見ながらですね、研究してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ファミリーサポート制度ですかね、その、どのようなものっていうのをちょっと詳しくお話しいただけますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

ファミリーサポートセンターという事業は、利用会員と協力会員、2つの会員に登録をいただきまして、利用会員の方が、例えば子どもの受診とかいうときに、1時間当たりっていうことになりましたが、協力会員の方がお子様の児童館ですとか、ご自宅ですとか、協力会員のお宅の方で支援をしていただける制度となっております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。奈義チャイルドホームというものについてちょっとお話ししたいんですけども、元保育園の建物を利用しておりますので、部屋数もそこそこありますし、室内用の遊具の他に体を使って遊べるスペースもあり、その他にお下がりの服やベビーカーなどのお譲りコーナー、また、不登校のお子さんが利用する部屋もありました。ここは未就学児だけでなく小中学生や地域の高齢者の方も自由に出入りができ、子育て世代だけでなく、いろんな世代の方が交流できます。人見知りになり銀行や病院に行くとき、ちょっとの間子どもを見てほしいといったときには、そこにいる保護者や地域の高齢者が面倒見るといこともあるそうです。また、長崎県内でも、新上五島町では、閉校した小学校の体育館を利用して室内遊戯場を造っております。子育て世代でにぎわっていますが、小さな演奏会などのイベントもあり、地域の人たちもやってくるそうです。さらに漫画の本をそろえたところ、父親が子ども連れでやってきて遊ばせながら漫画を読み、父親同士の交流も生まれたということです。本町では、町民の方の要望の中に親子で遊べる施設がないので造ってほしいというのがありました。現在、中尾城公園の遊具を整備していますが、室内で遊べる施設があれば雨の日でも安心して使えると思いますが、そのような計画はないのでしょうか。もし、本町も室内で遊べる場所ができましたら町内外の子育て世代へのアピールにもなり、本町に住みたいという人が増えれば人口減少の歯止めの一つになると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

ご指摘ありがとうございます。そうですね、本当にそう思います。夏暑いじゃないですか。夏暑いと外に出てると、鉄棒を触るだけでもものすごく恐怖感があるし、できれば余った教室等々あればね、公民館等々あればそういった所を切り替えましてね、そういった親子で遊べる施設にしていきたいなというふうには思ってます。取りあえず今はですね、新しく今度図書館できますね。その中で親子で遊べる場所を造ります。まずですね。そして、そのあとですね、ちょっと研究をさせていただきながら、できるだけこういった気候変動が非常に激しい時代ですので、できるだけ早くそういった措置ができ

ればなというふうに思っているところであります。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。本町は、各地区にある児童館とほほえみの家の中にあるおひさまひろばで子育てに関する支援を行っています。先日、私もおひさまひろばを見学させていただきました。何組もの未就学児の親子が遊具などで遊んでおりました。明るい室内で幼児用の遊具もそろっており、冷暖房完備で親子ともに気持ちよく過ごせる場所になっています。おひさまひろばは、1日どのぐらいの利用があるのか。また、職員はどのような体制になっているのかお知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

まず、おひさまひろばの利用人数になりますが、今年の1月で1日当たり平均45.1人、2月が平均55.9人の利用があります。スタッフなんですけれども、来館者の対応としまして、保育士パートスタッフが午前3人、午後2人、保育専門員が2人で、計大体4人から5人で対応しているところです。ただ講座等ですね、また、日曜開館のときにですね、介護保険課が行っている長与町介護予防サポーターポイント事業に参加しているボランティアの方々にもお手伝いをいただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

ありがとうございます。おひさまひろばは、とてもいい施設だと私も思いますので、たくさんの保護者に今後も利用していただきたいと思います。今後、利用者を増やすために何か考えていることが、ありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

こども政策課長。

○こども政策課長（村田佳美君）

利用者を増やすためということですが、妊娠期や2カ月児相談など、母子保健事業のときにですね、こちらのスタッフの方が健康センター等に出向きまして、まず、おひさまひろばの周知をしています。それで健康センターからおひさまひろばの方が近いものですから、帰りにおひさまひろばの方にご希望される方は、一緒に行って体験していただくということで利用者の増加を見込んでおります。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

私も見学に行っているいろいろと初めて分かったことがあったんですけども、まず、おひさまひろばでは、お譲りの子ども服やマタニティウェアなどを無料で必要な人に提供しています。また、地域の子育て経験者の方がボランティアで来てくださることもあるそうです。職員の方も子育てを経験された方で、利用者にとっては、頼りになる存在だと思います。おひさまひろばの取り組みは、奈義町のチャイルドホームに通じるものがあります。今後、公民館などの建て替えやあるいは先ほど町長も言われましたように児童減少による学校の空き教室などを改修して使えるようになれば、その一角に子育て世代や地域の方たちが気軽にやってきて、いろいろな世代が交流できる場所になるのではないかと思います。小さい子どもと触れ合うことは、高齢者の喜びにもなりますし、小さな子どもや保護者にとっても顔見知りの人が増えれば心強いと思います。子育て支援にもなるし、高齢者福祉にもつながると思います。また、防犯や安否確認にもなると思います。今すぐにはできないと思います。もう空き教室があるわけでもないし、公民館を建て替えているわけではないので、今すぐはできないと思いますけれども、今後ですね、町の計画の中に子育て世代の支援といろいろな世代との交流の場の提供を念頭に置いていただきたいのですが、町長もう1回お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

それは今先ほど私、答弁いたしましたとおりですね、私自身もそういったことの充実を考えておりますので、しかも、先ほど言いました異常気象の問題もありますので、できるだけ室内を使った触れ合いといいたいまいしょうかね、それが大事だと思っておりますので、そのあたり踏まえながら検討していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

頼もしいお言葉、ありがとうございます。4番目の需要と供給、仕事の需要と供給をうまくつなげられないかということですけど、これはもうほとんどの方がお仕事をされ、ご両親ともお仕事をされているということなので、今後ですね、町の方で短時間で終わるような作業など、そういう仕事がありましたら、ホームページなどで積極的に募集してほしいと思います。奈義町は、先ほども言いましたが、人口5,400人ほどの過疎の自治体ですが、その分小回りが利くと職員の方が言っておられました。住民の意見も吸い上げやすいし、行政の施策も実施しやすいそうです。かつて町村合併の頃、住民投票で合併しないことを決定した郷土愛の強い町でもあります。さらに町の面積の2割程度が自衛隊の日本原演習場ということもあり、固定資産税が入らない代わりに使い方の制限はありますが、国からの補助金などが交付されています。そのような違いはありますし、そのような状況ではありますが、人口減少に歯止めをかけるために懸命に考え

ておられるということは、奈義町長のあいさつからもすごく伝わってきました。今すぐ奈義町と同じようなことはできないでしょうが、住民が明るい未来をつくる考え方は、本町にも通じるものがあると思いますので、本町らしい支援を拡充しながら子育て世代を応援していきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

次に、ホンテラッセ長与の移転スケジュールについてお尋ねいたします。今回は、図書館部分についてだけのお尋ねといたします。備品や蔵書の搬出搬入については、業者の選定などはできているのでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中尾生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

業者につきましては、新年度、実際行うちょっと前に一番近い時点での見積もりと入札を行って、業者決定をしたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

先ほど休館は半年ということをお聞きしました。3番目の職員の採用や配置についての質問なんですけれども、今の図書館では、常時3名程度の職員がカウンターの中で貸し出しや返却の作業をしています。そのほか返却された本を本棚にしまったり、リクエストを受けて本を探したり、長与町図書館になれば他の図書館から取り寄せたりと、さまざまな業務をしています。新図書館では、どのような形態になるのでしょうか。例えば、貸し出し、返却とかをどうするか、そのようなことをお尋ねしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

これはまだ確定ではありませんが、今のところは貸し出しにつきましては、自動で貸し出せるような形でやりたいと思っております。返却は、もちろん窓口で返すこともできますし、返却ボックスですね。ボックスの方に直接入れていただくことも可能となっております。そういった形なるべく人の手を介さないで、本の貸し借りができるようなシステムを構築していきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

では、新図書館では、かなりデジタル化が進むということですね。私みたいにやり方が分からない人へのサポートなど必要があると思いますので、カウンターにはどうでしょう。誰か1人ぐらいは、いるような形も考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まだ建物自体の中身も正式にできてるものじゃありませんので、動線等の確認ができてない状況でのお答えになろうかと思えますけど、基本的には最低1人は見える範囲に、入口の見える範囲の所にいるようにしたいとは考えております。しかしながら、よその自治体でももうカウンターには人がいないというところもあります。こういった形がいかというの、システムの導入、そして、その現場の出来具合ですね。こういった部分を見ながら、今後動線を確認していきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

カウンターにやっぱり無人というのは、私もいかがなものかとちょっと思います。なので、最低でも1人は誰かいてほしいと思っております。そうですね、効率的なことは大事だと思いますけれども、図書館は、町長が言われましたように交流の場なので、なるべく人と人との交流をお願いしたいと思っております。新図書館では、開館時間が8時まで延びたので、今までの勤務状況ではいけないと思うんですね。交代制のシフトを組むことになろうかと思うんですけれども、現在10名程度の職員の方が業務に従事していますが、この人数では、なかなか回すのが難しいと思うんですね。さらに祝祭日も開館するので、現在の人数ではやはりどうしても人手が足りなくなるのには目に見えていると思います。なので、職員の増員は必要と考えますが、大体まだ分からないかと思えますけど、どのぐらいの増員をお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

これはまだ計画段階という形でのお答えになりますが、今のところは2人ほど増員できればと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

2人ですね。職員の中には育児中の方やいろんな事情を抱えていらっしゃる方もおられると思います。そのような方たちが休みたいときに、きちんと休めるようであればならないと思います。たとえシフト制になったとしてもですね。多分管理公社の方で募集になろうかと思いますが、今の図書館の職員も管理公社の職員ですよ。ですので、同じ管理公社の業種の違う職員と休日の日数や図書館の職員がですね、業種の違う職員と休日の日数や有給休暇の条件が同じでないとはやはり不公平になると思います。そうならないように考えていただきたいと思うんですけれども、どういうお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

あくまでもこれは計画になりますし、詳細につきましては、長与町公共施設等管理公社と今後、話を詰めていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

そうですね、まだ始まってないので分からないと思います。私の質問がちょっと悪かったなと思います。選書についてのことをお尋ねいたします。選書についての作業は、図書館の職員たちがされているということですね。先日の見学会に参加してみて、町内町民の図書館に関する関心の高さがよく分かりました。本町の児童生徒は、学校図書館の利用率も高く町内には博識のある方が多数住んでおられます。読書が趣味で図書館に通う方、親子で絵本を楽しむ方など、さまざまな方がおられます。図書館まつりなどに協力してくれるボランティアの方などもおられます。そんな方たちにどんな本をそろえて欲しいのか、何らかの方法で尋ねてみてはいかがかと思いますが、そういうお考えはどうでしょうか。アンケートをとるとか、何か図書館にちょっとアンケート用紙を置いて書いてもらうとか、どうでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

生涯学習課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

特定の方とか、特定の場所っていうのは、行っておりませんが、今現在もリクエストという形で受け付けをしておりますので、それを拡大させるのか。学校等にお話をするのかというのは、今後また詰めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

下町議員。

○1番（下町純子議員）

分かりました。私も図書館にはよく行っているのですが、すごく新しい図書館ができるのは楽しみにしております。ホンテラッセ長与は、外からも建設中の建物が見える状態になっています。図書館への期待も膨らんでいます。みんなの図書館、みんなの居場所としての施設として、より良いものになることを期待して私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで下町純子議員の一般質問を終わります。

場内の時計で15時15分まで休憩します。

（休憩 14時59分～15時15分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順5、堤理志議員の①子育て支援策拡充と人口減少対策について、②多文化共生と排外主義について、③新省エネ基準施行を見据えたエアコン購入助成についての質問を同時に許します。

13番、堤理志議員。

○13番（堤理志議員）

それでは質問をさせていただきます。まず1番目、子育て支援策拡充と人口減少対策について。本町は豊かな自然環境と良好な教育環境を背景に、長崎市のベッドタウンとして発展してきました。官民による宅地開発や子育て支援の充実により、一定の人口維持機能を果たしてきました。現在本町は人口減少だけではなく、居住地選択の競争にさらされていると認識しています。どこに住んでも通勤勤務が可能である層に対していかに選ばれる自治体であり続けるかが、町の人口流出を最小限にとどめる鍵になるのではないかと、このように考えます。長崎市は新年度予算案の概要を発表しましたが、その中で0歳児医療費の無償化、インフルエンザ予防接種の助成拡大といった子育て世代に強く訴求できる施策を打ち出しました。時津町においてもこれらに追随あるいは独自の施策を打ち出すことが予想されます。これまで本町が有してきた住みやすさの優先性が、近隣自治体の公的サービスの拡充によって相対的に低下する可能性を危惧せざるを得ません。そこで、以下質問をいたします。1点目、インフルエンザ等のワクチン接種助成の拡大や医療費無償化の対象年齢の引き上げは、子どもの保健と同時に保護者の心理的、経済的負担を軽減し、定住意欲を向上させると想定いたしますが、見解をお伺いいたします。2点目、以前も質問いたしましたが、本町が選ばれる町であり続けるためには、同じ経済圏にある近隣自治体と同等あるいはそれ以上の支援を提示する必要があると考えます。財源の厳しさは理解しつつ、町長の決断をお伺いいたします。

2番目、多文化共生と排外主義について。近年日本において特定の国籍やルーツを持つ人々に対する差別的言動、いわゆる排外主義的な動きが社会問題化しています。これは単なる個人の感情の問題ではなく、重大な人権侵害だと認識しております。本町においても、外国人もしくは外国にルーツを持つと思われる方を目にする機会が増えたと感じております。同時に地域経済やコミュニティを維持する上で欠かせない存在となりつつあるとも考えています。しかし、背景にある文化や習慣の違いが、時として誤解や摩擦を生む可能性も否定できません。今後さらなる労働者不足を背景に、外国人の労働力に頼る必要性もあり受け入れが一定進むとも言われており、本町は排外主義を許さず、

誰もが安心して暮らせる多文化共生の土壌を今から整えておく必要があると考えます。以上の観点から、以下の項目について町長の見解を伺います。1点目、上記の可能性を想定した場合、町はどのような姿勢で臨んでいく考えでしょうか。2点目、外国人住民が抱える言語や生活習慣の課題に対して、情報伝達や相談の仕組みをどう構築しているでしょうか。また日本人住民との相互理解を深めるための啓発活動をさらに推進していく考えについては、いかがでありますでしょうか。

最後の3番目の質問です。新省エネ基準施行を見据えたエアコン購入助成について質問いたします。近年の酷暑は自然災害の域に達しており、熱中症による緊急搬送者数は高止まりしています。住宅の町、長与町において住居内での熱中症が懸念されます。エアコンはもはやぜいたく品ではなく、生存権を保障するためのインフラであると認識しています。しかし経済的理由から設置や買い替えを断念し、命の危険にさらされている町民がいないかどうか懸念がされます。経済産業省は、家庭用エアコンの省エネ性能向上を目的として、2027年度目標の新基準を策定しています。これにより冷暖房効率の低い安価な製品は姿を消し、高い省エネ技術を搭載した高付加価値製品への移行が進むと想定されます。これは脱炭素社会の実現には不可欠ですが、一方で製品価格の大幅な上昇を招くことが予想されます。現在市場で流通している低価格帯のエアコンが基準を満たせなくなることで、買い替え時の費用負担は現行よりも増加するとの指摘があります。最も懸念されるのは、年金生活者や低所得世帯にある町民です。故障した際の買い替え費用が捻出できず、使用を控えることで健康被害を招く可能性があります。以上の状況から、本町として所得基準および世帯状況、例えば高齢者であるか、障害者、乳幼児の有無等を一定設定して、来年度、できれば今年度からを想定し、エアコン新規購入、買い替え費用の助成制度の創設を、予算措置を含めて検討準備すべきではないでしょうか。以上、質問をいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは本日最後の質問者であります堤議員のご質問にお答えいたします。大きな1番目、子育て支援策拡充と人口減少対策について、その1点目でございます。インフルエンザ等のワクチン接種助成拡大等の見解についてのお尋ねでございます。子育て世代が長与町に住み続けたいという気持ちを高めるためには、経済的支援だけではなく、この町なら安心して子どもを育て上げられるという信頼感と、孤独感の解消が必要不可欠であると考えております。本町ではインフルエンザワクチン接種や医療費の助成をはじめ、保育料の一部無償化、妊婦のための支援給付金等、さまざまな施策を実施をいたしまして、保護者の経済的な負担軽減を図っておるところでございます。しかしながら、子育て支援におきまして最も重要なのは、金銭的な支援に加えまして、親が孤立せず、安心して子育てができる環境づくりであると、そのように認識しております。本町では、

令和6年度よりこども家庭センターをこども政策課内に設置をいたしまして、全ての妊産婦、子育て世代、子ども、若者へ切れ目のない支援の充実を図るとともに、家庭や学校、地域、行政が一体となり、社会全体で子育て家庭を育む体制の構築に努めておるところでございます。さらに、本町は元気な高齢者も多い地域でございます。地域のシニア世代が登下校の見守りを行うことで、親は多くの目で見守られているという安心感が得られ、シニア世代は生きがいを得ることができます。このような世代を超えた支え合いの仕組みこそが、本町の大きな強みであるんじゃないかなと考えております。今後も国や県の動向、近隣自治体の施策を注視しながら、本町の財政状況を踏まえた上で、金銭的なメリット以上の安心感がある町として、子育てしやすい町のブランド化を発信し、定住意欲になお一層働きかけができるよう取り組んでまいりたいと考えております。2点目でございます。選ばれる町であり続けるためにというご質問でございます。日本の総人口が減少する中、本町におきましても、若い世代を中心とした大幅な転出超過に加えまして、出生数も減少しており、近年は人口の減少が続いている状況でございます。町の将来を見据えた戦略といたしましては、町の活力を維持しながら、人口減少局面におきましても、安心して暮らせるまちづくりへの転換を図るため、高田南地区をはじめとする新しい団地による長与町に住んでいただくための受け皿の整備、そして魅力あるまちづくりとしまして、子育て、教育、健康づくり、そして遊び心の4つの視点から、各種施策に取り組んでいる状況でございます。また、生活圏、経済圏を共にする長崎市・時津町と連携する長崎広域連携中枢都市圏におきましては、1市2町の限られた財源や地域資源を活用し合いながら、圏域全体での経済成長、都市機能の集約の強化、生活関連機能サービスの向上を目指しておりまして、また長崎県とも連携をいたしまして、結婚相談事業、移住者支援などの取り組みを進めておるところでございます。本町だけでは対応が難しい地域課題につきましては、関係自治体や大学との連携協定に基づく取り組み、また民間企業とは子育て支援に関する連携事業や、地元企業を中心といたしました健康づくりイベントでの連携など、行政だけではなく多様な機関と関係を保ちながら、魅力あるまちづくりを進めているところでございます。本町に住んでいただく取り組みとして行います結婚新生活支援事業補助金におきましては、近隣自治体では取り組まれていない事業でございます。移住支援金につきましても、長崎市と同程度となる取り組みで、近隣の町では取り組まれていない事業となっております。移住相談におきましても、町内の生活環境を紹介する移住お試しツアーや、住まい探しのお手伝いを行う住まいの窓口など、相談者に寄り添った町独自の取り組みを行っているところでございます。人口減少が想定よりも速いペースで進む中、選ばれる町であり続けるために、今後も危機感を持ってまちづくりの推進に取り組んでまいり所存でございます。

続きまして大きな2番目、多文化共生と排外主義について。その1点目が、町はどのような姿勢で臨んでいくかというお尋ねでございます。本町における外国人の人口につきましては、令和8年1月末時点で210名の方が居住をされておきまして、町といた

しましても、国際色豊かで多文化が共生するまちづくりを進めているため、長与町国際交流協会とも連携をいたしまして、国際交流と多文化共生を併せて推進をしているところでございます。本町は協会の事務局も務めており、今年度もさまざまな事業を開催をいたしております。食を通じて文化を知る国際料理教室、ここにおきましては豚肉やお酒を使わない、いわゆるイスラム教徒の方も食べることができるハラル料理を学び、調理、試食を行っています。また、地域住民と地域で暮らす外国人が「やさしいにほんご」で交流できるナガヨ・マチカフェ、こういったものも4回開催をしております、多文化共生への理解促進を図ってまいりました。他にも、長崎の魅力を再発見することを目的といたしました国際交流バスツアーも開催をいたしまして、地域住民と地域で暮らす外国人がお茶摘み体験で交流をいたしているところでございます。毎年恒例となりますけれども、ミカン狩りにおきましては、在住外国人や技能実習生など3カ国15名の外国人の方と日本の協会会員40名が参加して交流を深めたところでございます。このようなイベントには、町内の事業所や大学などから参加いただくなど、地域での多文化共生を推進しているところでございます。それ以外の事業といたしまして、外国語を通して文化を学び、理解を深める語学講座におきましては、英語、韓国語、スペイン語、中国語の講座を開催をいたしました。引き続き、長崎県そして長与町国際交流協会などと連携を図りながら、地域住民と地域で暮らす外国人が交流できる場の提供、そして互いの文化を理解し、日本人、外国人の区別なく、地域に住む仲間として共生できる社会を目指す、そういった取り組みを進めてまいりたいと考えております。2番目の2点目でございます。外国人住民が抱える言語や生活習慣の課題と日本人住民との相互理解を深める取り組みについてのご質問でございます。近年外国人の方の増加傾向を受けまして、令和7年度より、「やさしいにほんご」で交流するナガヨ・マチカフェ事業を、地域日本語教育コーディネーターの方をお願いをして進めておるところでございます。令和8年度におきましては、ナガヨ・マチカフェ事業に参加した外国人の方と外国人が暮らしやすいまちづくりの意見交換、あるいは日常生活の困り事などを気楽に相談できるような、事業の形態を検討しているところでございます。今後も専門人材などの意見を参考にしながら、町民を主体といたしました幅広い国際交流活動を支援し推進することで、互いの文化や習慣への理解を深め、外国人への偏見、差別を許さない、安心して定住できるまちづくりに進めてまいりたいと考えております。

大きな3番目の新省エネ基準施行を見据えたエアコン購入助成についてのお尋ねでございます。議員ご提案のエアコン新規購入、買い替え費用の助成制度創設につきましては、これまで同様、国や県などの動向を注視しまして、低所得世帯等への交付金等を利用した活用につきましても研究を続けていきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは再質問をさせていただきます。まず、近隣自治体との行政サービスの格差が、今そこまでひどい格差はないとは思いますが、これをずっともし多少の差があったとして、これをやっぱり、放置はしないと思うんですけれども、放置をもし、していた場合に、子育て世帯が転出する、あるいは他の近隣自治体の方へ定住して、そういうことで失われていく将来的な住民からの税収であるとか、長与町の地元への経済波及効果、そういう観点からもやっぱり移住定住というのが重要だというふうに思いますけれども、一つこういった観点からも重要じゃないかと思うんですが、この点からの考え方というのがあられるかどうか、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

中村企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

移住定住支援につきましてお答えいたします。長与町が選ばれる町としていき続けるためには、やはり外から呼び込むという施策も必要でございます。現在ですね、東京圏から町内への移住を促進する長与町移住支援金、県外から町内への移住を促進する長与町子育て世帯移住支援補助金、近隣市町からの移住、そして長与町在住の方への定住を促進する結婚新生活支援補助金など、町外から呼び込む施策、また町内に定住していただくような施策を推進しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のご説明いただいたことは町内にいかに定住していただくかということでのさまざまな促進策を説明されたんですけれども、それに加えて、プラスアルファとして、分かりやすく言えば長与町が今後も長与町らしく維持していくための先行投資のような観点から、移住定住というものを考えていく。そう考えていくことによって、隣の時津町や長崎市に、同等かそれ以上の施策をやっていないといけないという気持ちになっていくというふうに思いますので、そういった観点というのも大事じゃないかという点を確認させていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

1点目の子育て支援におきましても、金銭的な支援に加え、安心して子育てができる環境づくり等も大切だと認識しております。長与町に住んでもらいたいという方を増やすために、長与町をご案内するような移住お試しツアーなども加えながら、長与町を知ってもらう、そして長与町に住んでもらうような施策を進めているところでございます。なかなか金銭的な部分では競争が難しいところもありますけれども、職員として、

人として長与町と一緒に住んでいただきたいというような気持ちを持ちながら、相談者の方と接しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ今後全庁的にそういった視点で大いに議論をしていただきたいと思いますし、議会からも一般質問等でそういった提案は今後もさせていただきたいと思います。それから、この長与町の今現在の転入転出の状況が近年どのような傾向にあるのか、その辺り分かる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

他市町との比較ができる各年末ですね、基準日12月末現在の数字でご回答いたします。比較ができる令和2年から6年の数字でお答えいたします。まず全体、国内外での社会動態、転入転出の数でございますけれども、令和2年から6年まで合計5年間で1,599名の減少でございます。ただ、令和6年につきましては増減が148名と減少幅が縮小しておりまして、近年団地開発、マンション建設の影響で人口減少が縮小されている状況でございます。令和7年につきましては均衡している状況でございます。それから、県内の直近5年間の社会動態、転出入で比べますと、令和2年から6年までの転出入でいきますと61名の増加となっております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

減少傾向ではあるけれども減少幅が近年は少なくなっているということで、一定努力がこういう形で実ってきつつあるというふうな見方もできるかなというふうに思いますので、ぜひさまざまな住民のニーズに、長与に住みたいと思ってもらえるような施策をこれまでと同様お願いしたいというふうに思います。それからもう一つですね、先ほど町長の答弁の中で、長与町は子育て、教育、健康、遊び心ということで頑張っているというご説明がありました。ぜひそれに加えて、もう一つやはり何かこう住民に訴求ができるものがないのかなというのが思っております。今現在長崎市、時津、長与町の経済圏内での生活のしやすさですね、やっぱり連携中枢都市圏ですか、そういった中でも議論をされていると思うんですけども、今後諫早市の方が工業団地等ができるということで、一定発展が見込まれている状況にあるというふうに思うんですけども、この諫早市に仕事をされている方々ですね、こういった方々の通勤圏、経済圏としてアピールができるんじゃないかというふうに思っております。1日で長崎市それから諫早市を行ったり来たりというのは、営業をされてる方なんかはもう当たり前前に車で移動してい

らっしゃるわけですので、長崎市にも行けるし、諫早にも近いよと、ちょうどどっちにも20分から30分で行けるという、ある意味地の利があるんじゃないかというふうに思っております、ぜひそういったサラリーマン世帯等に、どっちの市にも、今後発展が見込まれる諫早市に対しても、アクセスがいいんだよという点を一つアピールのポイントとして訴えるっていうのもいいんじゃないかなと思うんですが、この辺りの考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

諫早市へのアクセスにつきましては、バイパスもありますし、国道207号も整備が進んでおります。また、JRでつながってる町ですので、そういう観点からもPRしていきたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

207号というか県道を通った多良見線ですね、そっちもね意外と20分、25分ぐらいで、バイパスとあまり変わらないんですよ。ですからそういった点でもその辺りもアピールできるんじゃないか、風光明媚でもありますし、お願いしたいと思います。それからいろんな施策をやっていく中で高齢者が優先か、それとも若年層を重視するかというような議論が全国的に時々聞くんですけども、私は以前もどこかで言ったことがあるんですけども、若い世代の方がその自治体の高齢者施策を見て、自分たちがこの町に定住しても大丈夫か、安心なのかという点を見極める面もあるというふうに思っております、そういう点から、若い人にもちゃんと手を打つけれども高齢者に対してもきちんとケアをしているというようなまちづくりをしていくことで、この町にいて安心して自分の老後もしっかりケアしてくれる町なんだということで、定住を決意されるというふうに思いますので、そういった点をぜひ町としても検討していただいて、ぜひその点を定住のアピールポイントとしてメッセージを発信してはいかがかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

ご提言ありがとうございます。長与町におきましては、元気な高齢者の方が多いので、特に見守り活動とかも日々やっていただいているところでございます。若い子も安心して住める町として、その点もPRしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

それでは、2番目の多文化共生の問題について質問をさせていただきたいと思います。長与町ではほとんど私は聞かないんですけども、全国的なニュース等で外国人に関してトラブル、摩擦があっている地域が、一部ですが、報道されて非常に心を痛めている状況にあります。現在、私が思ってるのが、正規の手続きを踏んで観光に来られたり就労されているそういう外国人と、それ以外の外国人とを混同して、外国人というひとくくりにして、それが誹謗中傷だとか排外主義というものが何か一つ形づくってる面もあるなと思ひまして、そういったことにならないように本町でも考えていってほしいし、またそういったことが起きた場合の対応についてということも含めて今回質問をした経緯がございます。それで、先ほどの答弁の中でもお聞きしますと、もう広報ながよの昨年の4月号でも国際交流協会の取り組みということで、見ますと、もう毎年月に1回は必ずと言っていいほどそういった国際交流、多文化共生の取り組みをされているということで、頑張ってるなというふうに思いました。それで重ねての質問になるかもしれませんが、一つはやはり文化であるとか宗教である、言語である、そういったもののお互い違いがあるわけですけども、そういったものを相互に尊重し合うということが大事で、それを行政として国際交流協会ともタッグを組んでバックアップしていくということが基本的な姿勢として必要じゃないかと思うんですが、そうされているなどは実感しておりますが、改めてその辺りの考え方を再度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

やはり外国の文化っていうのは体験しないと分からない部分もでございます。私も令和5年度に国際交流協会でもバーベキューをしたんですけども、豚肉を食べれない外国人の方が参加しておりまして、今年度ハラル料理っていうのも実際やってみることができました。やはり一緒に体験して、一緒に交流して、その方の文化なり言語なりを理解するっていうのが大切だと思いますので、今後も国際交流協会事務局としても事業を推進してまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そういった取り組みも理事自らされているということで了解をいたしました。やっぱり宗教的な問題からハラル料理とかね、こうした調理法でこういう食材については宗教的な理由で食べられないということも理解します。一方それがなかなか理解できない方っていうのもいらっしゃるって、郷に入れば郷に従えで、もう我慢して食べるというような、それはちょっと違うんだよというところを分かってもらえるという、教育委員会には今日は質問しませんけれども、そういったやはり相互尊重というのが大事だろう

というふうに思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。それから、現在はそういった排外主義的なこととか、外国人に関連してのトラブルというのは長与町ではあってるというふうには聞いておりませんが、今後労働力不足などもあって外国人の方の労働に頼るといふ面も実際出てくるのかなと思います。そうしますと、一定外国人の方が長与町に住まわれる方も出てくるという時に、考え過ぎかもしれないけども、何かそのあたりでの摩擦あるいはトラブル等があった時にどういうふうな対応をすればいいのかということも、現段階から一定マニュアルみたいなものを作っておくというか、そういったものの必要性があるかどうか、このあたりの考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

現行におきましては、トラブルなどの報告などは受けていない状況でございます。町長答弁にもございましたが、令和8年度ナガヨ・マチカフェに参加した外国人の方とですね、外国人が暮らしやすいまちづくりの意見交換、そしてその中でなかなか初見でお困り事はないですか聞いてもですね答えてもらえないので、そういうミーティングをしながら日常生活の困り事などをですね、気軽に相談できるような事業の構築を令和8年度に実施しまして、あとお願いしている地域日本語教育コーディネーターの方にもご協力いただきながら、住みやすいまちづくりをつくっていききたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

今のご説明は、いわゆる外国人の方との意思疎通をやっていくというようなことだと理解したんですが、私が質問したのが、もし今後外国人と日本人とのいろんな習慣や言葉文化の違いからくるトラブルがあった時に、どういう対応をするかということ、今現在はありませんけれども、今後そういったものを想定しながらマニュアル作りというものを作ってはどうかという提案なんです、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

失礼しました。令和7年度、外国語大学と連携協定を結んでおりますので、多くの外国人の方が住む大学などにご意見を頂きながらですね、必要であればマニュアル等も作成したいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

了解いたしました。次に災害時のことについてお伺いします。外国人で日本語を一定

理解される方もいらっしゃると思いますし、そのあたりの日本語の理解というのもさまざままだと思うんで、例えば災害が発生したときの、私たちは防災行政無線で今の現在の状況とか避難指示であるとかそういったことは理解できるんですが、外国から来られて今居住をされてる方々へのこの災害とか避難とかの情報を、伝わっている仕組みというのはどうなのかなというのをふと考えたんですが、このあたりは現在、防災、このあたりもやっぱり今後課題になってくるかと思うんですよね。もしあれば教えていただきたいし、なければ今後どうするのか、このあたりの考え方をお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

青田総務部長。

○総務部長（青田浩二君）

現在そういった外国語等での案内等はありませんで、テレビ等の情報等での情報伝達にはなってくるかと思えますけれども、今堤議員が言われたように、そういったことは今後研究していかなければならないことだなど、今考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

了解いたしました。今、縷々いろいろな提案も含めて質問をさせていただきましたけれども、もう一つ気になるのが、いわゆる昔でいう技能実習生の問題があります。最近の法改正で育成就労制度というふうに名前が変わって、来年度施行の就労期間は3年だというふうな制度が変わるようでありまして、この目的が日本で一定期間実習して習得した技能技術を発展途上の地域に伝える国際貢献が、この制度の趣旨だというふうな説明があつてはるんですけども、今までの技能実習生の実態がなかなかそうなるのかなという点がありまして、労働の条件がどうだとか、賃金がどうかというのが、実態としてはブラックボックスになっているのではないかと。これがそのまま放置されていますと、やはり心配されるのは、こうした低賃金で劣悪な構造が続くならば、日本国籍の労働者、日本人も含めて、なかなか賃金が上がっていかないということにつながっていく懸念があります。ですから、このあたりをぜひ外国人を単なる労働力の補完という捉え方ではなくて、やはり先ほど言います、ともに共生していく、地域の仲間、生活者として、このあたりの実態を国県あたりとこういう問題がないのか、あればやはりそこは是正させていくということ、ぜひ、これは基本的には県のあたりの仕事になるかと思うんですが、例えば長与町内の事業所で、そういった可能性があるような所については、ぜひ情報提供を県あたりと緊密に連携して、ぜひ町が直接じゃなくても県あたりに立ち入りして、きちんとした就労とか、例えば他自治体であつてましたけどもパスポートを取り上げられているとか、劣悪な条件に置かれているということがないかどうかというのも重要な自治体の課題だと思うので、そのあたりの考え方をお聞かせいただきたいと思つています。

○議長（安藤克彦議員）

企画財政部理事。

○企画財政部理事（中村元則君）

先日ですね、法務省所管の外国人技能実習機構という福岡にある機構と意見交換をする場がございました。長与町におきましては、そういう事例が散見されないですけども、福岡辺りでは多い事例だというふうに聞いております。今後も、国県などと意見交換しながら、情報提供、情報交換をしていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

2番目の多文化共生についての質問は以上で終わりました、次にエアコン問題、新省エネ基準のエアコン助成についてなんですけれども、まず基本的な考え方として熱中症ってというのは当然誰でもかかる、どの年代でもかかるんですが、特に高齢者の方々については体温調整機能でありますとか、それに伴って汗のかきにくさであるとか、のどの渇きを感じにくいとか、そういった若年層とは違う傾向が見られるというふうなことがいろいろと情報として入ってくるのですが、このあたりについて町として認識をされていらっしゃるかどうか、このあたりどなたか答弁できるでしょうか。一般論ですから分かると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

山本健康保険部長。

○健康保険部長（山本昭彦君）

熱中症に関しましては、通常言われていますとおり水分の補給とかいろいろございますけども、エアコンに関しましても体を冷やすとか、そういうことで効果があるということは、エアコンの活用につきましても推奨をしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

次に、先ほど冒頭で申しました2027年目標で新省エネ基準の計画ですけれども、現行の普及モデルの多くが基準に達しないと予測されます。新省エネ基準2027年度目標を達成する商品は、従来品と比較して価格的にどのようになっているかというふうに町として推測をされるでしょうか。上昇していくのか、それともさほど大きな変動はないというふうになっているのか、このあたり見解なり、推測では言えないのかな、いかがお考えでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

今回の2027年のエアコンの新基準の設定の件になるんですけども、新基準を設定するにあたりまして、国の方でワーキンググループでさまざまな協議がなされております。その中の提言の中でも、今回新基準を設定するに伴いまして、それに関する影響の一つとしまして、価格の上昇が一つ挙げられておりますので、町の方としましてそれを踏まえまして考えますのは、新基準については一定の価格の上昇があり得るのではないかなということは見込んでおります。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

いろいろ情報収集をされているということで理解をいたしました。次の質問なんですけれども、そういう状況の中でメーカーでありますとか、販売会社等は、在庫整理のために旧基準、現行の基準の製品の販売促進に力を入れるということは予測をされております。これは、それぞれの企業がどういったものをどのくらいで売るかというのに口出すものではございませんけれども、企業の動向がどうあれ、行政として立つべき姿勢としては、やはり環境負荷がかからない、そういった新しい基準のものを推奨していく、促進していくという、そういう姿勢に立つべきではないかなと思うんですが、このあたりの考え方はいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

議員ご案内のとおり、新基準を設けることで環境負荷も抑えられるという側面がございます。新基準になることによりまして性能が上がると、それによりまして地球温暖化対策にも寄与されることにもなりますし、また性能が良くなることで、省エネ基準が高くなることで、ランニングコストですね、これの減少にもつながるといことが考えられておりますので、以上のような効果があるということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。私それを次に提案しようと思ってたところだったんですが、今おっしゃったとおりだというふうに思っております。本町の地球温暖化対策の実行計画の中でも家庭部門の二酸化炭素排出量は重要課題でありまして、高効率のエアコンへの買い替えというのが、消費電力を抑制するのにつながるとい点でも、健康被害の防止と省エネと両方の位置付けをして、ぜひそのあたりを町民の皆さまにも理解をしていただくような啓発活動というものを、今後国の方でしっかりとしたものがまだだということではありますけれども、方向性としては、もうそういった方向に進むことは間違いないと思われまますので、健康を守るといことと、ちょっと最初は高いけれども、それがラン

ニングコスト月々の電気代は抑えることにつながるんですよということ、それをひっくり返して訴えることと、あとやはり先ほどありましたように、国あたりの交付金がもし準備ができるようであれば、そういったものも活用しながら促進していくような、町としてのスタンスを持っておくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

周知に対しましても重要だと思っておりますし、今後また新基準に変わることによっての支援と申しますか、そういった形につきましても先ほど申し上げましたワーキンググループの中の提言におきましても価格上昇が一つ挙げられておりまして、そういったことの影響の把握に努めて、必要な措置を検討することということがなされておりますので、国の方、また県の方においても何らかのそういった周知、またその支援措置ですね、そういったのが出てくる可能性がございますので、町といたしましてもそういったところにつきましては注視をしまいたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

そしたら次の再質問なんですけれども、本町も、高齢化率の上昇に伴いまして、物の道理としてやはり熱中症のリスクを抱える方も増加するということが考えられるわけがあります。そうなりますと、やはり先々のこと、近い将来のことでもありますけれども、それが例えば介護認定の重症化につながっていったりとか、あるいは入院した際の入院費用の増大等に直結していくということも考えていかなければならないのかなというふうに思っております。そこでこの高齢者の熱中症が重症化したり、それに伴って長期の入院が必要になったり、介護の度数が上昇したり、こういった介護費、医療費等の社会的なコスト、町の負担というものもあると思いますので、ぜひそういったものがどのくらい上昇するのか、そしてそれとやはり高齢者の方に適切な温度で過ごしていただくことによって、医療費、介護度の進行を抑制していくということの、とんとんにはならないかもしれませんが、一定程度の抑制効果が見込まれば、町としてエアコンの助成を推進していくというのは、非常に住民の健康を守る点でも、また医療費の抑制等々でも効果があるんじゃないかということも考えられますが、このあたりをぜひ検討してみてもどうかというのが思うんですがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

高齢者施策ということでお答えをさせていただきます。議員がおっしゃいますとおり、高齢者の方につきましてもエアコンというのにつきまして、今まで町の方にエアコンの

設置のお金がないんだけどというような相談っていうのはあまりお聞きはしてないところでございますが、今後、熱帯夜というか、高温の日が続くことも多くなるかと思えますので、高齢者施策の一つとして研究の方をさせていただければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

分かりました。ぜひ検討を進めてほしいと思います。それから今現在の実態把握というのがどうなのかという点でお伺いします。高齢者世帯におけるエアコンの設置状況がどうなってるのか、こういったことを例えばですけれども民生委員等が訪問する際の質問項目としてあればいいんですけど、もしなければ、これは町の直接、何を聞くっていうのが設問ができないかもしれませんけれども、もし県あたりと協議ができるようであればですよ、そのあたり困り事の中にちょっとエアコンを買い替えられないとか、あるいはエアコンがないとかいうそういった世帯がどうなのかということも、私はつかむことができないのかなというふうな思いもあるんですが、このあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

民生委員児童委員の皆さんにつきましては、高齢者の世帯、あとは障害者の世帯等の相談っていうのを担っていただいているところでございまして、町の方からそういうふうな調査のお願いをするというような実績というのはございません。今後ですね、何かこう必要になった場合に、もし町の方がそういうふうなことを行うとなった場合は、県の方とも相談をしながら取り組んでいければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

ぜひ県との協議の中あたりで、そういった熱中症対策の、エアコンにはって言わなくても、熱中症対策の状況の有無という形ででも言えると思うのでぜひお願いしたいというふうに思います。それから生活保護世帯のことでお伺いします。生活保護世帯でエアコンがないと、あるいは故障して使えない状況にあるといった場合の手だてというのがあるのかどうか、ここをお伺いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

生活保護世帯でございます。まず生活保護では、エアコン等の修繕っていう費用につきまして特段出るとはございません。また、エアコン等日常的に必要なものについて

は、保護費の中から計画的に購入ししていただくというのが前提になっておりますけれども、初めて生活保護が開始する時など、そういう時についてはエアコンの設置ってというのが可能になっております。西彼福祉事務所というのが長与町の管轄を担っていただいておりますが、そちらの相談員の方、ケースワーカーが説明の方を一軒一軒していただいと聞いております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

了解しました。ということは、いわゆる健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという憲法25条の要請の中に、このエアコンもやはり生存権を保障するためのやはり必要なものだということを国も認識しているということですね、そういうふうに理解をいたしました。そこで、もう一つなんですけれども、この生活保護に至る手前の困窮されてる方々ですね、いわゆるワーキングプア、あまり言葉も良くないんですけれども、年金があまり高くない世帯の方々ってというのが、私はセーフティネットワークの隙間にある方々じゃないかなと思ひまして、やはりこういった方々が本当に健康で文化的な生活が送れてるのかっていうのもやはり大事な行政の仕事じゃないかなというふうに思いますので、ぜひ今後いろんな熱中症対策の議論の中で、そういった制度の隙間にあられる方々がきちっと必要な手だてが取られるかどうか、取らないといけないと思うので、ぜひそのあたりを検討をする。そのあたりの人たちの実態を把握して、どういう対策を取るべきなのかということを町で議論していくということが必要じゃないかと思うので、そのあたりの考え方が、いかがお考えかをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

低所得世帯への支援ということでございますが、低所得の支援というところで、どのような支援が必要かっていうのは日々考えなければいけない点かなというふうに思っております。支援策についてどう実行していくか、どう実行できるのかっていうような判断を行う場合には、国とか県からの支援策、そういうのも注視しながら考えていければと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堤議員。

○13番（堤理志議員）

3点について今回質問をいたしました。ぜひ、今後も、私も、場合によってはまた追加で質問するかもしれませんし、いろいろ提案をさせていただきましたので、町としてもぜひ前向きな形で検討していただけたらと思ひますので、ぜひそこをお願いして、私の一般質問を終わります。以上です。

○議長（安藤克彦議員）

これで堤理志議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。明日も定刻より本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

（散会 16時14分）